

令和2年小布施町議会3月会議会議録

議事日程(第3号)

令和2年3月6日(金)午前10時開議

開議

議事日程の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	寺島弘樹君	2番	水野貴雄君
3番	関良幸君	4番	竹内淳子君
5番	中村雅代君	6番	福島浩洋君
7番	小林一広君	8番	小西和実君
9番	大島孝司君	10番	小淵晃君
11番	関谷明生君	12番	渡辺建次君
13番	小林正子君	14番	関悦子君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	竹内節夫君
財務課長	中條明則君	企画政策課長	須藤彰人君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君
産業振興課長	西原周二君	産業振興課長補佐	富岡広記君
建設水道課長	畔上敏春君	教育次長	三輪茂君

監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 山 崎 博 雄 書 記 柵 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（関 悦子君） おはようございます。
ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。
これより直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（関 悦子君） 本日の会議は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。
-

◎行政事務一般に関する質問

- 議長（関 悦子君） それでは、直ちに日程に入ります。
日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。
本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続きまして、順次質問を許可いたします。
-

◇ 小 林 一 広 君

- 議長（関 悦子君） 最初に、7番、小林一広議員。
〔7番 小林一広君登壇〕
○7番（小林一広君） おはようございます。
それでは、通告に基づきまして2つ質問させていただきます。
まず、最初の質問は、北斎館周辺のインバウンドの対応ということで質問させていただきます。
昨年の台風19号、また、このたびの新型コロナウイルスの影響で、大分ちょっと状況が変

わっているのですが、あくまでも回復して、通常どおりインバウンドの方が訪れるということをご想定して質問させていただきたいと思っております。

冬は長野はスキーシーズンを迎えております。この冬のシーズンは特にオーストラリアの方、またアジアの方も最近多いんですけれども、信州の雪を求めてスキーを楽しみに来られます。そういった中で、やはり一番注目されているのが今、白馬でございますけれども、白馬に来る皆さん、ご存じのとおり、オーストラリアの方は長期滞在をして、その間に長野を観光しております。その折に、スノーモンキーを利用して地獄谷を訪れ、小布施にそのまま足を向けていただき、小布施の観光を楽しんでいただいております。少し前は小布施に来て、それから地獄谷という話もありましたけれども、今ちょっと逆になっています。

そんな中、また、アジアからのインバウンドの方も非常に増えております。新型コロナウイルスの影響で、ご存知とおり、中国、アジアからのお客様は激減という形になっております。しかし、今年7月には東京オリンピックが開催されます。いろいろな検討をされておりますけれども、されると想定してのやはり話として質問させていただきます。

当然、オリンピックが開催されますと、この小布施町には今まで以上に、想像を超えたインバウンドの方が来られるというふうに想定されます。そういったインバウンドの方の受入れを考えたときに、実際駅前においては小布施文化観光協会、また、まち歩きガイドの方たちが電車を利用してこられる方に対して対応していただいているというふうに感じております。しかし、北斎館の周辺ではどうなのかという疑問がどうしてもあります。

たまたま私の知り合いで英語を話せる方がいらっしやいまして、その方のお話を伺うと、やはり団体で来た方の対応が非常に不自由しているということでもございました。その方のお話ですと、結局ツアーで来て、団体で食事をする場所がない、どこかないのかと。どこか、ツアーをこれからどんどん組み入れるので、設定してくれという話がありました。実際、周辺の食堂、レストラン、いろいろなところに相談をかけて、今は一つの形になっているということでもございます。

しかし、ツアーガイドさんだけ、また周辺のそういった商店の方だけでの対応では、非常にこれから多くのインバウンドの方が来られることを想定すると、どうも対応が不十分ではないかというふうに感じております。そういった点で、北斎館周辺のインバウンドの対応を小布施町がどう考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

現状、行政として北斎館周辺のインバウンド対応はどのようになっているのか、また、町によるインバウンド対応をできる窓口が今現在ないので、その辺に設置するお考えはないの

かお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 現状、行政として北斎館周辺のインバウンド対策はどのように考えているのか、また、町によるインバウンドに対応する窓口を北斎館に設置する考えはないのかという2つのご質問に、併せてお答えをさせていただきます。

これまでも年々増加傾向にあります海外からのお客様に対応すべく、町、さらに文化観光協会等で様々な取組をしてきております。現状はご承知のとおり、訪町外国人をお迎えするに当たり、駅舎総合案内所において小布施の魅力、情報をお伝えし、ご要望にお応えできるようスタッフが対応しております。

また、多言語に対応した観光パンフレット、日本語、それから英語版、2種、それからダイジェスト版、日本語、英語、中国語、韓国語の4種、また、マップにつきましては日本語、英語の2種を作成しております。

また、広域連携における地域観光情報の英語版ガイドの作成、または、文化観光協会では町内での買物に際し、コミュニケーションが取れる接客業のための小布施英会話帳というものも作成しております。

関東経済産業局及びレ・クレドールジャパンとのご縁から、文化観光協会創立40周年記念事業として、訪日外国人に向け、町の魅力を発信する観光振興に向けた新たな魅力発信事業というものも開催しております。

ご質問の行政としての北斎館周辺のインバウンド対応はどのように考えているのか、町によるインバウンドに対応できる北斎館周辺の窓口を設置する考えですが、町としては、北斎館周辺に限定したインバウンド対策を進めることではなく、町全体で訪町外国人のお客様に対し、おもてなしの心でお迎えする施策を進めたいと考えております。

外国人の皆様が小布施町にお見えになる理由ということで、葛飾北斎の肉筆画の鑑賞、栗菓子、そばや旬の果物を食べたり、造り酒屋の見学などを楽しまれるためと感じています。さらに、その地域の文化、歴史、景観、人情に触れた交流を訪町外国人の皆様は求めており、町全体がおもてなしの心で受け入れられる態勢を進めていくことが重要と考えています。

インバウンド対応も大切とは思いますが、インバウンドだけに特化した窓口を設置することよりも、北斎館や周辺で商いを営んでいらっしゃる事業者の皆さんと共に協力し、来町された国内外のお客様に対し、おもてなしの心でご対応いただけるようにしていきたいと考えてお

ります。

困っているお客様の相談に乗れる、自分で対応できない場合は適切な方をご紹介することができることが大切だと考えております。そのような考え方が町全体に波及することが小布施町には重要であり、小布施町の強みとなると考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 北斎館周辺には限定しないと、町全体としておもてなしをしていくと、これは今ある小布施の一番最も基本的な施策だと思っております。

インバウンドだけに対応したことではないというふうにおっしゃいましたけれども、これだけインバウンドの方が来られているので、あえてインバウンドの対応ということでお聞きしております。

それで、北斎館周辺の事業者の皆様にご協力していただきということでございましたけれども、やはりいろいろな環境、状況を考えると、やはりそれだけでは対応できないんじゃないかというふうに考えております。

実際、周辺の事業者の方に協力いただくということはどうに考えていらっしゃるのか、また、必要であれば、ちょっと私が聞きそびれたと思うんですけども、適当な方を紹介するというふうにおっしゃいましたけれども、適当な方を紹介することとはどういうことなんでしょうか。ちょっとその2点、お願いします。

○議長（関 悦子君） 富岡補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 私どもの考えとしては、この小布施町の大きさからいくと、やはりオール小布施、ワン小布施でいくべきだというふうに考えています。今、北斎館周辺の事業者の皆さんのお話も出ましたが、小布施町の事業所の皆さんは、ほぼ商工会または観光協会等々にもお入りいただいて連携を取ってっております。ですので、各事業所さん、そういうような課題がありましたら、ぜひ町も含めてそういう協議会といいますか、会でもどんどん意見を言っていただいて、事業所全体、また町全体の課題として対応すべきだというふうに考えています。

それから、エージェントの関係につきましては、私ども町のほうにもご紹介が年に何回かございますので、ぜひ町のほう、また観光協会、商工会も常に連携を取っておりますので、大きなエージェントにつきましては、そういう組織のほうにご連絡をいただき、またそれがまた事業者のほうに流れ込んでいくような仕組みをつくっていただければいいというふうに考えて

おります。そのような進め方で、事業所の皆さんと連携しながら、オール小布施で進めていけばいいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） オール小布施、十分理解しております。また、関係機関に聞けということもそれは分かります。

ただ、実際、北斎館の駐車場に入られた。じゃ、ガイドさんにいろいろ案内を聴かれている。でもそこで、じゃ、どこかおいしいお店紹介してください、小布施に行ったら何食べたらいいですか。お土産買いたいんですけどもというような、その時々、要するに会話というのがあるはずですよ。その対応ということはどういうふうに考えていますか。

○議長（関 悦子君） 富岡課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 私どものほうの考えとすれば、それを窓口を設けてご案内する、おもてなしするというのも大事なんですが、事業所の皆さんもある意味営業部分、町の顔ということで考えています。

ですので、北斎館の周りでそういうインバウンドの皆さんが、今言った食事はどこ、どういうふうに行ったらいいかということになった場合には、パンフレット等でご対応していただけることが、今現在私どもとすると、そのようなおもてなしの対応でしていただくことが一番旅人にとってはいいと思っています。

私どもは、全て看板に英語等が書いてあって、何もしなくてもすぐできるというよりは、やはり人と接しながら、身振り手振りをしながら旅をすることもやはり重要な要素かというふうに考えています。

ですので、北斎館、それからその他、町の町営施設につきましても、片言でも英語ができるように、対応するよということ、各施設でも頑張っておられますので、そういうところで交流をしながら進めていく、全て窓口で完結するよりは、そのようなやり方のほうが町にとっては重要かというふうに考えています。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 私とすれば、いまいち積極性に欠けているなというふうに感じてしまいますので、どうしても。

他観光地のいろいろな情報を見ますと、情報というか旅番組とかいろいろ見ますと、やはり、これは一つ提案になるんですけども、地元の小学生ないし中学生、また高校生、小布

施町はH L A Bという形で国際感覚を学ぶ場所もいっぱいあります。そういった中で、行政でそういう対応はしないんだということであれば、やはり中学生も語学勉強に出ていく、夏合宿もあります。そういった子どもたちの勉強スタイル、英会話勉強の一環として、一つのマニュアルないし、また会話の基本をつくって、そういった子どもたちを利用した、活用した周辺の案内もいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 富岡課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 先ほど私がお話しさせていただいたとおり、できれば心と心が通う交流、人との会話の中でおもてなしというのが一番いいという中で、今議員さんからそのようなお話をいただきました。

とはいえ、住民の方もどのような対応をしたらいいか、じゃ、実際そういう質問をしたらいいかというようなこともいろいろな課題が出ておりますので、商工課、観光協会ともまた相談しながら、事業所さんとどういふふうに連携を取っていいか、進めていきたいと思えます。

また、今、学校の子どものお話も出ましたが、これについては今すぐやりますとちょっと言えませんが、参考にさせていただいて、今後インバウンドに対してのおもてなしにどう組み込んでいくかということはこれから考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年は台風19号で未曾有の災害を小布施町も受けてしまいました。その台風19号はやはり環境、温暖化というのが問題になっている、原因になっているというふうにも言われております。そういった観点から質問させていただきたいと思えます。

ご存じのように、昨年10月12日から13日にかけて台風19号が通過いたしました。長野市穂保地籍の堤防が決壊し、また、小布施町でも千曲川の河川水が堤防を越水し、内水氾濫の下、甚大な被害が出てしまいました。今まさに復興、復旧の真ただただ中がございます。これはやはり一つ地球温暖化が原因となっている温室効果ガス、CO₂が大きく関係しているとも言われております。

これらが原因で今までに想定したことがない暴風雨に見舞われると、2011年、ちょうど私が議会議員になったときなんですけれども、もうその頃から既にそういった想定以上の暴風雨に見舞われるということが言われておりました。その予言とも言われるような現象が現実

のものになってしまったわけでございます。

また、県では、ダボス会議での目標でもある2050年にCO₂、温室効果ガスの排出量ゼロをすることを目標に設定いたしました。また、町長は新年の各行事での挨拶で、今回の台風19号の被害は地球温暖化が問題だともおっしゃってございました。確実にこの我々の住む地球、また環境が変わっていることは痛切に感じております。

しかし、いろいろな見方もあるのもまた事実です。ここでちょっと興味あるお話をさせていただきたいと思います。地球温暖化を考える中で、いろいろな角度から見るべき話がありましたので、ちょっと紹介させていただきたいと思います。

皆さんはスウェーデンの環境活動家、グレタ・トゥンベリさん、17歳の名前はよくご存じだと思います。最近、ドイツ、ミュンヘン在住の気候現実派、ナオミ・ザイプトさん、19歳の名前が出てきております。この方はグレタさんとは違った視点で地球環境の現状を訴えている方でございます。

このナオミ・ザイプトさんは非常に優れた方で、今学校のほうを飛び級しまして、アメリカのハートランド研究所に勤めております。物理学にたけているということでございます。ナオミ・ザイプトさんは、太陽活動や過去のデータから環境の現実的な見方が必要だと訴えているのが、このグレタさんと違う構図が今できております。ここに取り巻くいろいろな人がいるらしいんですけれども、そういったちょっとしたキーワードをまた頭に入れて、これからの環境問題、地球温暖化をちょっと皆さんも見ていただければ、違う視点でいろいろな見方ができると思いますので、ちょっと紹介させていただきました。

いずれにしても、地球環境、地域環境、またエネルギーの有効利活用から、当然もう行わなくてはいけないことは現実問題同じだと考えております。

そこで、今は地球温暖化防止のためにパリ協定で国も動いていることを踏まえ、IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告でもあるように、そういった一つの視点から質問させていただきます。

今、小布施町が行っている地球温暖化防止対策は何でしょうか。お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、おはようございます。今日も一日、一般質問よろしくお願ひ申し上げます。

ただいま、小林一広議員からの地球温暖化防止対策ということでご質問がございました。

ご指摘にありましたとおり、近年世界中、日本中で異常気象と言われる現象が発生している中で、当町においても要因の一つであろうその地球温暖化によって大きな被害を受けた台風19号、また、この冬のどなたもが経験したことのない暖冬、雪がない状態、それらは、やはりそうした今世界の中で中心的な話題になっている温暖化がやはり一つの現象だろうというふうに思っております。

小林一広議員は長年にわたり、主としてバイオマスの研究を深められていることから、小林議員のほうが私よりはるかに詳しいのではないかという感もいたします。釈迦に説法のような気もいたしますけれども、私どもの考えを述べさせていただきます。

気候変動への対策が世界的潮流となる中、国際的な枠組みとして締結されたパリ協定では、令和32年、2050年までに世界全体で温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目指し、その実現に向けた責任ある行動を世界中の国や地域、個人に求めています。当町においても、一人一人が世界的視野に立ち、気候変動の原因である温室効果ガスの抑制に取り組む必要があると考えております。先般、長野県知事、阿部知事もこのような趣旨、全く同じ趣旨を述べられております。長野県はそうしてくれよということでございます。

このような状況を踏まえて、今、町が行っている地球温暖化防止対策は何かということと、それからまた、今後どのようなことを行おうとしているのかとの議員のご質問でございますが、私どもでは現在、公共施設に太陽光パネルの屋根貸し事業などの新たな取組を行っているところであります。これは、太陽光パネルというのは非常に難しい問題も含んでおりまして、例えば、町がこれまで大切に育ててきた景観の問題、そしてまた、20年後に全ての太陽光パネルがごみとなったときのその処理の問題とか様々な問題があるところではございますけれども、できるだけ目立たない範囲でもって、公共施設における太陽光パネルの屋根貸し事業などの取組を行っております。

一方で、町の地球温暖化防止対策に関する具体的なデータがなく、また町域が狭いということで、なかなか再生可能エネルギーの資源について探するのが難しいなというようなところで、10年前ほどはやや取組が遅れているというような状況でもございました。

ただ、議員も参加していただいたんだと思いますけれども、8年から7年前、1年間かけて小布施で小布施エネルギー会議というものを開催をしていただいて、小布施の目指すエネルギーというような一つの提案というか、その会議で出していただいたことから、やや様相が変わってまいりました。

そういう中から、参加者のお一人の方が、松川の水力を使った小水力発電所を造っていた

だいたわけであります。そのときのというか一昨年ですか、試算によると、あの小さな水力発電だけで小布施全体の電力の1割程度賄えるのではないかというようなお話で、大変勇気づけられたわけであります。

最近、そのながの電力の親会社である自然電力は、大滝村に太陽光パネルを設置をして、山奥だろうと思いますけれども、その電力をながの電力が使えるという仕組みをつくっていただきました。小布施小水力発電の約3倍の能力ということで、それを加えますとざっくり、今の状況の中で、ながの電力を利用すると、これ宣伝しているわけではありませんが、4割の電力が小布施町の中で賄えるというような状況にできておるわけであります。

今後ですけれども、このことに意気を得まして、まずは本年度、新たに策定をいたしました第六次総合計画の中で、気候変動など世界規模で起こる環境問題を踏まえ、近い将来起こり得る災害を想定したまちづくりが進み、地球環境への責任ある具体的行動や地域内での資源循環の強化に取り組む町民の皆さんが増える町を目指すこと、農村地域をはじめとした地域社会が活力を持ち、都市と農村のよさが調和する持続可能な地域循環共生社会の実現を目指すことを掲げ、環境施策に取り組むスタンスを明確にさせていただいたわけであります。

例えば、環境施策に積極的に取り組むことにより、日々の暮らしの中で必ず必要なものである食料やエネルギーを地域の中で回せるようにする、地域循環ですね、それにより、災害や他の地域で不測の事態がある際にも対応できるしなやかなまちづくりにつながる。あるいは、地域の中でお金が回ることで、それが町民の皆さんのさらにちょっと豊かな収入の増、ひいては町の収入の増につながる、まちづくりにつながるということを目指したものであります。

そのために、具体的な方法とすれば、来年度、環境政策を推進するための町の体制強化として、役場庁舎内に防災環境都市計画推進室、仮称でありますけれども、設置をいたします。令和3年、2021年度までには環境基本計画を策定し、感覚的な議論だけではなく、データに基づいた町の具体的な目標、取組を明確化してまいりたいと考えております。

並行して、環境に配慮した民間事業者さん、今のところながの電力さんでありますけれども、家庭での取組を応援をし、再生可能エネルギーの電力利用を推進してまいりたいと思っております。

また、昨年、そういうことに取り組むというところを見ていただきまして、欧州連合、EUが実施をしております国際都市協力プロジェクトということで、環境省を通じて小布施町がフィンランドのトゥルク市と一緒に考えたらどうかというありがたいご提案をいただきま

した。ちょっと小布施町だけでは弱いなと思いましたし、この再生可能エネルギー問題は、私はこの北信全体で考えるべきものと。小布施だけで幾ら頑張っても駄目だなというふうに思っておりますので、その際に、ぜひ影響力の非常に強い長野市さんとコンソーシアムを組んで、トゥルク市さんと一体となって考えていきたいということであり、昨年も小林議員にとって大変なときでありましたけれども、わざわざトゥルク市訪問の一行に加わっていただいたところでもあります。

今年の5月にはトゥルク市の訪問団をお迎えする予定であり、環境や福祉政策の分野で先進地であるトゥルク市から学び、当町でも本当にできることからどんどん実践に入れるようにしてまいりたいというふうに思います。

そして、さらに、今回も議案として提出をさせていただいてご審議いただくところがございますけれども、長野地域連携中枢都市圏、今9市町村が入っております。長野広域連合と同じでありますけれども、私はもう少し広げて、坂井村から坂城町ぐらまでの間を北信と称して、そのそれぞれの市町村の皆さんにこの地域でRE100、リニューアブルエネルギー100を目指す地域ということを明確に打ち出す策を全体で出していったらいかかというふうに思います。

これは、そういうふうになっていくということは素晴らしいことでもありますし、長野県は皆さんもご案内のとおり、去年、おととしと移住・定住したい県、1番だったんです。ところが、実質を見ると、一番移住・定住が進んでいるわけでは決してないわけです。やはり長野県として、あるいは長野県を4つの地域として、この北信ではRE100を目指す地域だということも明確に宣言をして、その実行に移っていくということが移住・定住にもつながっていくというふうに考えているわけであります。

小林議員におかれましては、これまでも大変高い関心を再生可能エネルギーに持たれて実践されてこられました。ぜひ今後もご一緒に行動をしていただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

以上であります。

○議長（関悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 一緒にやらせてもらうのはもうもっともなことでございますので、よろしく願いいたします。

今、トゥルクの話出ました。自分なりに勉強したいと思ひまして一緒にやらせていただきました。やはり生活環境の中からトゥルク市が熱の利用というものを非常に大切に考えてい

たことにつきましては、すばらしい先進地だなというふうに勉強させていただきました。

さて、今、ながの電力さんの電力が小布施町で使えるということで、それが地域に還元されると、お金が回るということでございました。お金が回るというふうに考えると、やはりもっと細分化した中で自然再生エネルギーを使ったほうが回るんじゃないかというふうに私は考えるのであります。

というのはどういうことかという、やはり自然電力さんの電力は自然再生エネルギーを使うということで、地球温暖化、地球環境を守るということに対しては全く目的は同じだと思います。ただ、我々は今、基本的には公共的な電力会社から電力を買っている状態です。それが少し安い、また目的が自然再生エネルギーということで、ながの電力さんから購入するという事は、購入先がただ変わるだけではないかというふうにも考えます。

やはりながの電力さんのほうでは、その売上の中から地域に貢献するという事で、何割かご寄附いただくというようなお話もあります。しかし、やはり自前でできる、エネルギーは自前で持つことによって、より以上に地域にお金が回るのではないかというふうにも考えております。

先ほど環境省のお話も出ました。昨年9月にも質問させていただいたのですけれども、やはり非常電力ということを見ると、やはり半公共的な電力では賄えないんじゃないかというふうにも考えます。そういった非常電力を考えるのと地域経済を活性化するためにも、自前でできるものは自前でやはり持つべきではないかというふうにも考えます。

それと、先ほども第六次基本計画の中で、防災環境都市計画室（仮称）ということでありましたけれども、できるということは非常にいいことにございます。これは課には昇格しないのでしょうか。できればしっかりとした専門家として動いていただければありがたいというふうにも考えます。

それと、いろいろな今まで地域資源が乏しいということで、データに少し欠けているというところにございました。ただ、しかし、やはり過去に信州大学の高木教授によって資源保存量調査もしていただいております。そういった面からして、やるべきことはある程度その時点でもできていたのではないかというふうにも考えております。やはりそういったデータがありますので、またうまく活用できれば、活用していただければというふうに思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 再質問に答えを申し上げます。

まず、経済の効果ということでありますけれども、消費者にとって、私どもはもう切り替えておりますけれども、購入先が変わるだけではないかというのは全く違います。そのところはぜひ改めていただきたいんですが、そうではなくてこの地域で回すということです。ですから、購入したものがこの地域に落ちるということです。

今、状態はどうなっているかということ、沖縄を含めた10の電力会社が日本全体を電力供給をしているわけですが、その地域のいわば本社のあるところに最終的には行ってしまいうわけです。小布施だけでも電力だけで多分10億円は下らないと思うんです。これがこの地域に落ちるといことなので、まずは、だから電力が安いかどうかというのが消費者の、あるいは生活者の判定の一つにはなりましようけれども、それが出ていかないというところが全く違うところ、つまり地産地消という食べ物だけのようにならざるを得ないというふうなところから考えていこうということであります。それが大事だなというふうに思っています。

ですから、議員おっしゃるように、細分化されるということは非常に重要なことだと思うんです。ただ、それを細分化しても、その地域で使わないで、ただ売電で大きな会社へ売ってしまうのではあまり意味がないというふうに思うわけであります。

それから、2つ目に、推進室というものを課にしないのかということでありますけれども、この推進室は、この1年しっかりと今後を見据えながら、今の状況も見据えながら、専門家なども大いに入ってきていただいてやっていくと。これが本当に効果が認められれば、課にということも十分将来はあり得ることだろうなというふうに思います。

それから、過去のデータなどもあるわけだから、それも有効に利用しなさいという3つ目のご質問ですが、これもおっしゃるとおりだと思しますので、推進室では十分過去のものもデータとして入れていきたいというふうに考えているところであります。

さらには、先ほどスウェーデンのグretaさんと、それからミュンヘンのナオミさんですか、ご紹介がありましたけれども、やはり若い人たちがそういうことに対して非常に危機を持っているということが、高齢の皆さんにもう少し理解をしていただく必要があるなというふうに思っております。

お気づきでしょうか、小布施町にお見えになる若い皆さんというのはペットボトルを使わなくなっています。自分のマイボトルを持っていて、そこに飲み物を入れて持ち歩いているという、こういう小さなことから考えていくということをやっている若い方はやっていますので、先ほどのスウェーデンのグretaさんにしろ、ミュンヘンのナオミさんにしろ、これは

それぞれ実際の知識や、それから方向性をお持ちではありますが、本当に小さいことから気をつけていらっしゃるんだというふうに私は理解をしております。

以上が再質問に対する答弁でございます。

○議長（関 悦子君） 小林一広議員。

○7番（小林一広君） 自前の電気ということでちょっとお話しさせていただきましたけれども、あくまでも今、私の中で売電は想定しておりませんので、よろしく願いいたします。

〔「質問ですか」の声あり〕

○7番（小林一広君） まずは売電ということで言われたので、売電は想定していないということをまず言わせていただきます。

やはり防災・減災、それと地域防災計画の中で、やはり有効な補助金があるんですけども、それはまた改めてさせていただきたいと思います。

それと、今のこのグレタさんとナオミ・ザイプトさん、若い人が表に出ているんですけども、実際その裏にはかなりの大人がついているというようなことでございます。いずれにしても、自然環境が大切だ、また自然再生エネルギーが大切なのはよく分かりました。

もう一度、ながの電力さんが地域にもたらすこれからのもうちょっと大きなお考えがあると思うので、その目的をもう一度確認させていただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） ちょっと質問の意味が理解できないんでありますが、まず、今年から早急にできることとして蓄電設備、これを公共機関に置いていこうかと。やはりこれまでの大きな電力会社に対するものは安心感ですよね。それをどういう形でその小さな電力会社に変えていくかということになると、やはり安心感が必要だと。非常の際にも機能する蓄電池を真剣にやってみようかというようなことは、履行に移していかれるところまで来ているやに思います。

これ以上くたくだと説明はやめますけれども、各家庭で電気を回すというようなことも、多分そういうこともおっしゃっているんだろうとは思いますが、要するに、これまでの観念から少し観念を変える、あるいは観点を変えるということが大事だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 竹内淳子君

○議長（関悦子君） 次に、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番（竹内淳子君） 通告いたしました2点について質問させていただきます。

まずは、第5世代移動通信システム、5Gの導入計画について伺います。

第六次小布施町総合計画案の環境、防災、インフラの重点施策として、地域課題解決に向けた5Gの活用とあります。地域課題の解決に5Gの導入が必要であるということから、研究、実践という方針を立てたと思いますが、具体的にどのような効果があるとお考えでしょうか。

また、人間や環境への影響がどの程度あるか調査されていますでしょうか。第5世代移動通信システムは総務省が推進していて、通信速度が現在よりも100倍早い、遠隔地にあるロボットを用いた手術や災害対応、土木工事なども可能になると言われています。しかし、電磁波が強いので、頭痛やめまい、吐き気、睡眠障害、耳鳴りなどの症状が出る電磁波過敏症の多発が心配されています。安全性はまだ立証されていません。

現在、日本では人口の6%ほどが電磁波過敏症を発症していると言われています。私のところにも、自宅にスマートメーターが設置されてから頭痛と吐き気がして、電磁波過敏症ではないかと悩んでいらっしゃる方から電話がありました。スマートメーターとは、電気の使用量を無線電波によって電力会社にデータ送信する電力量計ですが、現在日本では設置が進められています。この電波の電磁波は強さはスマートフォンの160倍あるそうです。

また、県内に住む小学校4年生の男の子を持つお母さんから話を聴く機会がありましたが、息子さんは電磁波過敏症で、頭痛や吐き気などがして学校の教室に入れず、週3日しか学校に行けていない。しかも、教室の後ろの出入口の外に机を置いて授業を受けているそうです。そして、最近スクールバスが通る道の信号機に、実証実験であろう5Gの発信機が取り付けられたようで、そこを通るとひどい頭痛で二、三日は寝込むほどだそうです。今はご両親がその信号機を遠回りして送り迎えをしているという状況です。

5Gは非常に高い電磁波エネルギーを発するようです。携帯電話が急激に普及した2000年頃は、第2世代無線通信システム、2Gが主流を占め、電磁波は2ギガヘルツが主流で、5Gではその14倍にもなる28ギガヘルツが使われ、極めて電磁波エネルギーが高く、危険だと

いう声が専門家の中で挙がっているようです。

5Gの電波は周波数が高く、波長が短くて遠くまで届かないとか、壁とかには通らないとかということがあり、基地局のほかに、半径約200メートルの狭い範囲をカバーするスモールアンテナが必要になり、約100メートルごとに設置しなければならないので、どこにいても電磁波を受けるということになります。

日本消費者連盟の資料によると、昨年42か国、247人の科学者が、電磁場が動植物、人体に与える潜在的悪影響を調査するよう要求している段階で、世界保健機関、WHOでは、電磁波の健康影響には信頼のある証拠がないとしています。2,000本以上の学術論文が動植物、人体に影響を与えると指摘しています。また、企業に対しても、先入観のない立場で健康、安全に対するテストの実施を求めてさらに調査をする必要があるし、予防措置として早急の導入は控えたほうがよいとしています。

5Gを導入した国では、人間の健康被害や動植物に影響があると、既に一時停止をしている実態があります。医療研究機関で継続されているマウスを使った電磁波の人体への影響、研究結果では、皮膚や目、生殖能力への悪影響が懸念されるということも報告で上がっております。

ヨーロッパで最も早く5G商用サービスが始まったスイスでは、健康被害が多発し、反対運動が全国的に広がり、ジュネーブ州などが5Gの一時停止を決議しています。ベルギーのブリュッセル地域政府は5Gの一時停止、ワロン地域政府は5G展開前に健康と環境リスク調査を行う。イギリスのトットネス町議会は5G展開の一時停止を決議しています。

今の4Gの状態でも電磁波過敏症が増えている状態で、国は閣議決定したIT新戦略で、信号機を5G基地局として活用できるようにすることを掲げています。現在、街灯と一体になった基地局が開発されているし、5G特定基地局開設認定を受けているKDDIとソフトバンクは、電柱に共同アンテナを設置する実証実験を行っています。NTTドコモが開発したマンホール型基地局は、道路の地下70センチに基地局を埋設し、樹脂製のマンホール蓋で覆うもので、アンテナから地表までの距離は10センチしかありません。いや応なしに影響を受けてしまいます。

日本の自治体でも設置規制をしているところもあります。鎌倉市は基地局を設置する際に周辺住民への告知や情報公開を条例で定め、国立市では指導要領を設定しています。岩手県滝沢村は、電磁波や低周波といった新しく人体に及ぼす影響について国際的に検討されている分野も生じてきており、今に生きる私たちだけでなく、後世の人にも悪い影響を与えるこ

とが心配されておりますという前文の環境基本条例を制定しています。

そして、地球温暖化、気候危機と言われる今、先ほど町長もおっしゃいましたが、2月なのに17度とか、そういうことを私たちは体験しております。温暖化の原因は様々言われておりますが、発電方法への対応ももちろん必要ですが、省エネルギーを推進することも非常に大切なことだと思います。4Gから5Gという大容量化は電力消費も増大化していきます。

このような状況の中、5Gを活用することに慎重になったほうがいいのではないかと思います、5点質問させていただきます。

1つ目として、地域課題とは具体的にはどのようなことを想定していますか。電磁場が動植物、人体に与える潜在的悪影響を調査し、導入を決めていますか。5Gアンテナ基地局の設置に当たり、住民への説明と同意を求める意向はありますか。どこに導入を考えていますか。電力消費も増大するが、気候変動などに対しての節電意識との逆行についてはどうお考えになりますか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（関 悦子君） 須藤企画課長。

〔企画政策課長 須藤彰人君登壇〕

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、改めて5Gについて説明させていただきますと、第5世代移動通信システムのことをごさいます、現行の4Gに比べ、高速、大容量、また低遅延、多数端末との接続などの特徴を持つとされております。

先ほど議員からご指摘のごさいましたとおり、このたび取りまとめました総合計画の中では、急速に変化する時代に対応していくため、地域課題解決に向けた5Gの活用としまして、5Gの活用による地域課題の解決に向けた活用方法を研究、実践することで、技術と地域社会の豊かな関係づくりに取り組めますとしております。

現時点では活用方法に関する研究、実践にこれから取り組んでいくという段階でございます、具体的な導入場所、導入方法等については決まっております。

地域課題の解決についてですが、こちらは国でもまさにこれから5Gをどのように活用していくかというところを検討するための実証事件を行おうとする段階でございます、具体的にどのようなところをとというのもまたこちらは決まっていないところなのですが、例えばでございますが、教育分野で、パソコンやタブレットを配布して動画やVR、仮想現実などのいろいろな技術を活用した教育の推進、また、自動運転を行うことで、観光の自動車や高

齢者の移動手段の確保、除雪作業の効率化、また、農業の分野では、センサーの活用による担い手不足に悩む農業従事者の負担軽減、災害時にはドローンなどを活用することによる住民への情報提供など、様々な分野で活用の可能性があると考えております。

また、電波の安全性についてでございますが、現在国では国際的なガイドラインに基づきまして、国内外の研究結果に基づいた電波防護指針というものを策定しております。こちらで電波の強さの基準値を定めておりまして、電波法による規制をしております。仮に基地局や放送局などで電波の強さがこの電波防護指針の基準を超える場合には、一般の方が立ち入ることができないように柵などを設ける必要があり、現段階で5Gの通常の使用により健康に悪影響が生じることはないと考えております。

ただ、仮に今後5Gアンテナ基地局を実際にどこかに設置するという段階になりましたら、事前に周辺住民への説明というものは丁寧に行ってまいりたいと考えております。

また、気候変動に対しての節電意識との逆行についてでございますが、こちらも5Gをどの程度導入するかによってどの程度電力量がこれから増大していくかというのも、ちょっとまだ現段階では見通せない段階ではあるのですけれども、先ほど小林一広議員のご質問の中でも、町長から今後の町の環境の取組についてお答えさせていただいたところですが、今後より一層の再生可能エネルギーによる電力使用といったところを併せて考えていくことで対応していきたいと考えております。

最後でございますが、国のほうでは現在5Gを地方創生の起爆剤の一つとして推進していく方向でございます。新たな通信技術の整備を行うことは町の魅力を高めることにもつながり、移住・定住の促進や、様々な形で小布施に関わってくださる方々の増加にもつながってくると考えております。

町としては、5Gの活用によって町民の皆さんが享受するメリットと、ただいま議員からお話ございました町民の様々な皆さんの声でありますとか、ご理解のところもしっかりと考えながら、導入に向けた検討を行ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） 今のご答弁に再質問させていただきます。

ドローンの活用ということで、教育分野ということがありました。先ほど、今、教育分野のほうで5Gが必要なほどのことがあるのでしょうか。あと、ドローンについては、私たち

議員研修で視察にまいりました徳島県の三好市は、ドローンを使った災害対策をしておりますが、5Gにしなくても4Gでやっているというところなので、5Gの必要があるのか。教育分野に対しては、本当に子どもへの被害というところは、今、先ほど4年生の男の子のことも申しあげましたように、これ以上電磁波が強くなったら様々なことがあるのではないかと思いますので、質問させていただきます。

5Gの通常の使用により健康被害はないということで、国の規定があるということでしたが、日本より先行して導入している海外で一時停止が出ている実態があり、また、中国、インド、ロシア、ポーランド、ベルギー、イタリア、スイス、パリなどは規制が日本よりも厳しいということを聞いております。

電磁波の基準値は、スイスとの比較ですと、送電線建設の場合、スイスは4メートルギガというんですか、を超えないというところがあるんですが、日本は2,011から2,000メートルギガだそうです。携帯電話からの規制はスイスは日本の1万分の1です。ですので日本は1万倍ということになると思います。ですので、それが国が定めているから安心ということは、世界の今の状況と比べてどうなのかというところをお聞きしたいと思います。

あと、再生可能エネルギーによる電力使用を併せて考えているということでしたが、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、太陽光パネルも様々な問題がある、ごみ化のこともおっしゃいましたが、今、山でもメガソーラーとかいろいろ問題になっております。治水問題があるということが言われてもおります。ですので、電力をたくさん使うから、発電するからいいということよりは、いかに省エネを図るかを考えるほうが持続可能性は高まると思いますが、いかがでしょうか。

あと、国は5Gを地方創生の起爆剤の一つとして推進していく方針、新たな情報通信技術の整備が国の魅力を高め、移住・定住の促進になるという考えということですが、国が推進しているから小布施町もやったほうが良いということにもならないと思います。新たな情報通信技術の整備が健康被害を生む可能性があるかもしれないと思ったときには、町民に理解を求めて、基本計画に導入して検討するというのは早いのではないのでしょうか。移住・定住者が増えることは非常に喜ばしいことですが、今小布施町に住んでいる子供たち、町民が安全に住みやすい、安心して産み育てられる環境づくりが大切と思いますが、いかがでしょうか。

町民が参加してつくった第六次小布施町総合計画案の基本構想に、小布施町から地域社会のモデルが生まれるようなまちづくりを推進とありますので、ぜひともSDGsが達成でき

るような持続可能な豊かなまちづくりを目指していければと思います。いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 須藤企画政策課長。

○企画政策課長（須藤彰人君） それでは、ただいまのご質問につきましてご答弁させていただきます。

まず、1点目の教育の分野であったりドローンの分野などでも、5Gを使わなくても現行のままでもよろしいのではないかとこのところでございますが、こちらはまだ、先ほどのご答弁でも申し上げたとおり、国でも具体的にこういうふうに使いますよというのが決まっているわけではないところではございますが、例えば、5Gでは多数端末の接続というのができますので、お子さんそれぞれに1台ずつタブレットをお渡しして、それで一斉に動画であったりいろいろなもっと高画質のものを配信できたりとか、そういったことも使えますし、ドローンもさらに今の現行のものよりもかなり高速で通信ができるという状況ですので、より高精度な画像を瞬時に転送できたりとか、そういったところで使える可能性があるのではないかなと考えているところであります。

それで、2つ目のところで、電波の安全性が国際的な基準からすると甘いのではないかとこのところではございますが、こちらにつきましては、そういったところがあるというところは今議員からお話受けたところではあるんですけども、国のほうではやはり国際的、また別の世界のアカデミアの皆さんが集まったガイドラインに基づいて、電波の安全性というのを十分に見込んだ上でその基準を定めているということにしておりまして、ただ一方で、議員のほうからご紹介ありました東京都の国立市であるとか岩手県滝沢村で、いろいろと独自で条例等をつくられているところを今日お聞かせいただきましたので、そこにつきましては、ちょっとその辺の事例を勉強させていただきながら、ただ国のところに従うだけではなくて、しっかりと考えるべきだということについて検討させていただければと思っております。

あと、3点目の再生可能エネルギーについて、電力使用をまず第一に省エネ、再生可能エネルギーに置き換えればよいということではなくて、単純に使える量を減らしていくほうが大切なのではないかとこのところにつきましては、まさに議員のおっしゃるとおりだと思っておりますので、やはりどうしても新しい技術を使う、通信技術を使う中では、必要なエネルギー量というところはあるわけですけども、第一には、やはりできる限りそもそも使わないというところは大切にしていきたいと考えているところであります。

最後に、4つ目の、先ほど2つ目の質問とも少しかぶりますが、国が推進しているから町

でそのまま推進するわけではないのではないか、また、SDGsを考えた町の取組を行っていくべきではないかというところにつきましても、こちらにつきましても私どもも全く同じ考えでございまして、やはりしっかりと町民の皆さんのご理解があった上で導入していくことが大前提でございますので、5G、やはり町で今様々、小布施町にかかわらず日本中の町村で抱えている様々な問題に対して、5Gを使うことによって解決できるのではないかとこのところがあるのも事実でございまして、ただその前には、やはり町民の皆さんのご理解というのも大前提でございますので、その辺のところを考えながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 竹内淳子議員。

○4番（竹内淳子君） では、2点目の質問に移らせていただきます。

学校給食の地産地消の取組と有機農業推進、食育の推進について伺います。

近年、発達障害や精神の不安定などが食の影響で起こりやすくなっていることが、研究や統計的に結果が出ていると言われております。ミネラル、亜鉛などの微量栄養素の不足、食品添加物の多用、農薬などが影響しているようです。

家庭での食の状況も以前とは変わってきていて、忙しいせい加工食品が多くなり、バランスのとれた食環境ができにくくなってきているということが聞かれています。そこで、成長段階の子どもたちのためにも、ぜひ小布施町の学校給食も配慮が必要だと考えます。

2月に、30年後の学校給食を考えるというワークショップを開催いたしました。私と3名で代表しておりますOBUSE食と農の未来会議と、京都にあります地球環境学研究所との合同のワークショップでありました。そこで、町内外の方々と30年後の理想の学校給食、今の状態で30年後は食料があるのかないのか、そんなことも含めていろいろ話し合いをいたしました。30年後に理想の学校給食を食べられるようにするにはどうしたらいいかということをお話ししました。

意見として、この地球環境に配慮した栄養価の高い有機農産物を作っていて、それをぜひ給食に取り入れていくということを持続して欲しい。子どもたちが自分たちで野菜を作る環境について学ぶ、食育の学びを地域住民と共に行っていくということが重要という意見が出ました。

また、今年度の小学校PTAの食育委員さんからも、なるべく農薬使用の少ない野菜や食品添加物の少ないものを使ってほしいという声も聞きました。

現在いろいろ自治体、いろいろなところでは、千葉県のいすみ市、富山県の羽咋市、愛媛県の今治市では有機学校給食を実施しています。東京都では武蔵野市、杉並区、目黒区、足立区、三鷹市が取り組んでいます。世田谷区も学校給食の食材をオーガニックに変えていこうという方針を打ち出しました。

昨年12月に、オーガニック給食とか、ローマ法王に自然米を献上したということで有名な富山県の羽咋市に視察に行ってみましたが、自然栽培新規就農者支援という支援制度を行っていて、その農業者が作る自然米、自然栽培のお米を学校給食で提供しています。新規就農者は経済的自立の支えにもなっておりますし、羽咋市への新規就農者はどんどん増えているということでした。

また、2月4日に、県内の51人の県議、市町村議員で結成しました信州オーガニック議員連盟の発足式には、地産地消で食育のまちづくりを実践、市食と農のまちづくり条例を持つ愛媛県今治市の安井孝産業部長をお呼びしてお話を伺いました。実際、町民と行政と農協と取り組んだ結果です。今治市の小・中学校では、食教育の推進として有機学校農園で体験を行い、小学校では総合学習の時間を使い食育の授業を行っています。給食を食べていると、ああ、これは何とかさんの家のニンジンだとか分かるようになるぐらいだということです。

長野県も長野県有機農業推進プラットフォームをつくりました、昨年。生産者、流通業者、消費者の情報公開の場をつくりました。様々、ホームページ上ですが、いろいろな情報が入ってきます。

阿部知事も県議会の2月会議で、有機農業推進は環境と調和した持続可能な農業の推進、あるいはSDGs目標達成の観点からも重要な取組であると考えている。推進していかなければならない。学校給食への有機農産物の活用については、まずは市町村と連携をしてモデル的な取組を広げていきたい。SDGs全国フォーラムin長野では、本県における有機農業の取組を全国に発信する場を設けるよう検討していくと発言しています。

小布施町でも、収穫される野菜やお米について有機化を進め、安心・安全な食材の地産地消、経済の地域循環の一環として、学校給食を受皿にしていくことは生産者にとっても子供たちにとってもよいことではないでしょうか。

4点質問させていただきます。

学校給食に既に有機野菜を取り入れてはいますが、さらに増やしていくお考えはありますか。

全国的に新規就農者には有機農業、自然農を希望することが多いそうですが、有機農業と

地域振興をつなげていくお考えはありますか。

食は生きることの基で、食材を作る、選ぶための教育は必要なことです。環境についての学習にもなります。現在、まちづくり委員会の環境部会では、4年生がぼかしを使い、生ごみを微生物分解し、堆肥として小布施丸ナスを作る食育の授業を行っていますが、全学年通して体系的に取り組む姿勢、お考えはありますか。

子供たちは幼児のとき、早期の体験や環境が育成に非常に大きな影響を持ちます。幼保育園での体験的な取組、畑で野菜を作るなどの食育を取り入れるお考えはありますか。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

〔教育次長 三輪 茂君登壇〕

○教育次長（三輪 茂君） それでは、竹内議員のご質問にお答えいたします。

最初に、発達障害につきましては、何らかの要因により先天的に脳の一部の機能に障がいがあることが原因とされていますが、それを引き起こすメカニズムはまだはっきりと解明されておられません。

そのような中で、議員ご指摘のとおり、農薬など食べ物に含まれる化学物質が子どもの脳の発達に悪影響を与えるとの見解を示す専門家もおり、かつては遺伝による要因が強いとされていましたが、現在では環境的な要因も注目されています。

1つ目のご質問ですけれども、学校給食センターでは、町内の生産者の皆さんにご協力いただき、地元産の農産物の利用を進めています。このうちいわゆる有機野菜につきましては、ニンジン、ジャガイモ、タマネギ、大根などを納入をいただいております。

生産者の皆さんには、決められた日に決められた規格で決められた数量を確保していただくなど、お願いしなければならない要件がありますが、皆さんにご協力いただき、利用する有機野菜を増やしていきたいと考えております。

2つ目のご質問ですけれども、町内の新規就農者の中には意欲的に有機農業に取り組んでいる方がいらっしゃいます。有機農業は、科学的に合成された肥料や農薬の使用を避け、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産から来る環境への負荷をできるだけ少なくすることを目的としています。

個々の農家の努力だけでなく、周辺から農薬の流入も禁止されるなど、地域としても厳しい基準を満たすことが大きなハードルとなっておりますけれども、町といたしましても可能な限り後押しをしてまいりたいと考えております。

3つ目のご質問ですけれども、ご質問にありましたとおり、小学4年生ではまちづくり委

員会・環境を考える部会の皆様のご協力により、生ごみ堆肥による小布施丸ナス栽培を行っております。このほか、1年生はサツマイモの栽培、2年生は大豆の栽培、3年生はキャベツの栽培、5年生は米や菜種の栽培を行うなど、全学年を通じて体系的に食育に取り組んでいております。中学校においても、栗ご飯給食に合わせて、地域の方々の力をお借りして栗の皮むきを行ったり、生産者の皆さんと給食交流会を行ってきております。

議員の質問にありますとおり、食は生きるもとでありますので、地域の皆さんの力をお借りしながら、児童・生徒の皆さんに食の大切さを学んだり体験する機会を引き続き提供してまいりたいと考えております。

4点目のご質問ですけれども、町内の認定こども園や保育園では、くりんこキッチンや栄養士による食に関する指導などのほか、食育の一環として、園庭の一部を利用したり個人の畑をお借りするなどして、年長組を中心に野菜作りを行っております。栽培しているのはジャガイモ、キュウリ、ナス、ピーマン、タマネギ、大根などで、子供たちは自ら育て、収穫した野菜を生で食べたり給食に入れたり行事で使ったりすることで、食の大切さや感謝の気持ちを学ぶ場としております。

今後も幼保小中を通じた食育を体系的に推進するとともに、地産地消の取組や安全・安心な有機野菜を学校給食センターなどで積極的に利用するなど、努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 竹内議員。

○4番（竹内淳子君） 今のご答弁に再質問させていただきます。

昨年6月に質問いたしました学校給食センターと振興公社、農業者、農協などの調整会議や取組については、今どういうふうになっているのでしょうか。

また、有機野菜は現在農家数も少ないことから、なかなか多くというところが難しいところではあるかとは思いますが、有機農家はネットワークを持っていますので、そこら辺での協力などの方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

あと、以前農業者さんたちとお話ししたところ、先ほどのご答弁にありましたように、農薬の流入など同様のことを心配されておりました。耕作地を集めるとかそういうような工夫ができないかという意見もありましたが、いかがでしょうか。

あと、まちづくり委員会・環境部会のぼかしを使って生ごみを堆肥化するというそのやり方も、元々はごみ処理ということの環境問題から発生しているということもあるようです。

環境に有効な野菜作りという観点を、1年生から6年生まで通して学ぶ継続的な食育、自然環境の学びというものも入れて、連続した形で食育をやっていくということはいかがでしょうか。

また、地域の皆様とということもありましたが、コミュニティスクールということの活動の一環で、ぜひ子どもと大人と一緒に学びながら、環境についても学ぶといういい機会になると思いますが、いかがでしょうか。

あと、子どもの育ちの中で、一番の根っこが育つのは幼児までだと言われています。幼児期は自然の中での体験から学ぶことで根っこを豊かに育て、小学校からの地域学習は枝や葉という部分で、根っこが豊かなほど茂るということを信州型自然保育を進めている竹内教育長からもこの間伺いました。

ぜひ年少さんから畑で、遊ぶように、体験ですので、野菜作りをして、みんなで自分の食べるものを自分で作るという体験を豊かにさせてほしい。それが小学校、中学校と連続していくというところで継続したものになると思いますが、どうお考えになりますか。

あと、またちょっとこれはあれですが、先ほど阿部知事が2月の答弁でおっしゃったことですが、県が市町村と連携してモデル的な取組をしていきたいということです。ですので、先ほどのご答弁にもありましたように、積極的に利用するということですので、ぜひ連携してモデル的な取組を推進していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 何点か質問がありまして、漏れがあったらまた言っていただきたいと思います。

前回の質問、6月とおっしゃいましたけれども、9月ですね、9月にいただきまして、振興公社、産業振興と連携を取るという答弁をいたしました。ただ、ちょっと言い訳になってしまいますけれども、10月12日、13日の台風が参りまして、ちょっとその後、進んでおらないのが実情でございますので、そこら辺は反省をしております。

また、耕地を集めてやったらどうかということは、確かにそうだと思います。小布施町でも過去に水田でヘリコプターを使った農薬散布をやっておりました。そのとき、その区域内に町外の方が有機野菜を作るということで入ってまいりまして、トラブルになった経過もございます。そのときから、非常に難しい問題だなというのは私は認識しておりましたけれども、確かにまた産業振興、あるいは農業委員会のほうとも調整が必要になるかと思っておりますけれども、遊休農地を活用するなりそんなことで、耕地はまとめてやったほうがいいのかと思

いますので、そこら辺はまた関係課と詰める必要があるかと思っております。

また、ぼかしを使った環境ですとか、1年から6年まで、また幼児期に根が育つという話がありました。今の幼保小中、食に関する指導の全体計画というのがございます。そこら辺も踏まえながら、今議員がおっしゃったことを取り組んでまいりたいと考えております。

また、県との連携につきましても、またどんな連携ができるかを調べて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、9番、大島孝司議員。

〔9番 大島孝司君登壇〕

○9番（大島孝司君） それでは、通告に基づき順次質問をさせていただきます。

まず、交通マナーの向上をということで質問させていただきます。

全国的に運転手の交通マナーが悪化していますが、小布施町は交通マナーの向上を目指す町にしたいものであります。小布施町町民の皆さんがゆとりと余裕のある譲り合いの運転をすることで、来町者の皆さんにも安心して車で来ていただける町になってほしいものであります。

運転マナーの悪い都道府県のワースト3は、2016年、JAFのアンケート調査によると、1位、香川県、2位、徳島県、3位、茨城県であり、運転マナーの良い都道府県ベスト3は、1位、島根県、2位、岩手県、3位、長崎県とのことであります。長野県は悪いほうから26番目で、ほぼ真ん中に位置しています。

交通マナーの悪い例としては、信号機のない横断歩道で歩行者が横断歩道を渡ろうとしている場合には、車は一時停止しなければならないという道路交通法第38条があり、反則金の対象にもなりますが、9割以上が守っていないとのことであります。

2016年8月に実施された信号機のない横断歩道における実態調査では、調査の結果、最も良い都道府県は長野県ということであり、信号機のない横断歩道で横断しようとしている人がいるとき、一時停止をしているのが全国平均で7.6%、100台中7台であるのに対し、

長野県は48.3%、100台中48台と全国1位になっています。さすがにおもてなしの県、長野県であります。

また、小布施にも出店している伊那市に本社がある企業では、車通勤の従業員は通勤の際、後続車に配慮して右折をしないで左折を繰り返して通勤しているとのこととあります。左折を3回繰り返すと右折したのと同じになります。これも一つのおもてなしと考え、交通マナーの向上を目指して、以下の7項目について質問いたします。

1点目として、2019年1月から12月までの昨年の須高地区の人身事故は147件で、小布施町は26件であり、死亡が1人でありました。つい先日、2月25日には国道403号都住で、女子高生が通学途中、乗用車にはねられた事故があったばかりであります。加害者も被害者も町内の人でした。

交通事故の中で特に悪質、危険性の高い事故の原因となる無免許運転、飲酒運転、速度超過の3つを指す交通3悪件数の小布施町の推移はどうか伺います。

2点目として、道路交通法第74条の3第1項第4号に安全運転管理者制度があり、当町では総務課の担当者が安全運転管理者となっておりますが、その活動内容について伺います。

3点目として、おもてなしの町小布施において、交通マナー向上の啓発を、町職員も含め、町民に対してどのように行っているのか、その内容について伺います。

信号機のない横断歩道で横断しようとしている人がいる場合、一時停止しているのは47都道府県中長野県が一番優秀であるという48%にとどまらず、100%を目指して、さらにほかのマナーについても向上を啓発していくことが思いやりとゆとりにつながっていると考えますが、いかがでしょうか。

4点目として、令和元年12月1日に、走行中の携帯電話等の使用、ながら運転の罰則強化として道路交通法が改正され、スマホ等のながら運転に対する罰則等、大幅に適用が強化されました。反則金も、普通車の場合6,000円から1万8,000円と3倍に改正されました。道路交通法でいう二輪車も対象となりますが、周知や啓発をどのように行ったのか伺います。

また、運転手がスマホ等を操作している場面をよく見かけますが、その対応について伺います。また、町民の皆さんに対しての啓発内容を伺います。

5点目として、近年、あおり運転による被害が時々ニュースになっていますが、あおられると気持ちがいいものではなく、運転もあせってしまいます。小布施町においては、観光客も町内在住の人もあおり運転をしないで、ゆとりと余裕のある譲り合いの運転をしてほしいものですが、その対策について伺います。

6点目として、高齢者による事故が増えているため、高齢者の運転免許証返納を進めており、2019年、昨年の運転免許証自主返納者は小布施町で55人でありました。75歳以上の運転免許保有者1,030人のうち40人が返納しました。

公共交通の少ない小布施町では、移動手段が少ないため返納しにくいということがあります。返納者に対してタクシー券補助、長野電鉄乗車券補助など、あるいは何らかの特典をつけてはどうかと思いますが、見解を伺います。

7点目として、速度超過の原因の一つとして道路が良いことです。道路が良いと快適にスピードを出してしまいます。凹凸やカーブをつけるなどして道路状況を悪くすることにより、スピードを抑えることができると考えますが、工夫はどうか。通学路や歩行者の多い国道403号では対策が必要と考えます。おもてなしと思いやりの小布施町ならではの独自の工夫が大切です。

また、先日、2月25日の女子高生の通学途中の事故に対してもその対策が必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 大島議員の交通マナーの向上についての質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、近年、あおり運転やスマートフォンなどを操作しながらのながら運転による事故が多く報道されています。また、高齢者による交通事故も増加している現状にあります。これはどこの市町村でも抱えている課題だと思っており、対応が必要とも考えております。

当町の交通安全の取組につきましては、ご存じのように、昭和37年に交通安全のまち宣言をし、町交通安全協会を中心に交通事故のないまちづくりに取り組んできています。さらに、町民一体となつての取組につながるよう、行政も一緒になって各種事業に取り組んでいく必要を感じているところでございます。

1点目の小布施町における無免許運転、飲酒運転、速度超過、いわゆる交通3悪の件数の推移についてですが、須坂警察署に問合せをしたところ、違反件数等については公表していないとのことでしたが、現状としましては、いまだに後を絶たない状況にあるとの回答をいただいております。

2点目の安全運転管理者の活動内容についてです。

事業所としての町役場における安全運転管理者は、現在総務係長が道路交通法に基づく受講を受け、その任に就いています。安全運転管理者としての活動内容は全職員を対象とした交通安全教育であり、職員が公用車や自家用車など車両使用に当たって必要な心構えなど、研修を通じ習得いただくよう努めています。

具体的には、不定期ではありますが、須坂警察署交通課長等を講師として研修会の開催を行っています。また、飲酒運転は絶対にあってはならないことから、各課にアルコールチェッカーを配備し、職員による公用車使用に際し、所属長が確認を行うよう努めています。

このほか、主な活動としては、実際に職員の公用車使用に当たり、その許可を行うとともに、運転者が記載する車両運行日誌による運行記録のほか、車両の損耗状況の把握と補修等の実施、あるいは、凶らずも事故を起こしてしまった場合などは、顛末書、始末書の提出命令など、車両運行に関係する業務全般を担っています。

3点目の町職員として交通マナー向上の啓発内容につきましては、ただいま申し上げました取組を通じ、職員一人一人が公務員としての自覚と責任を持って交通モラルの遵守につなげることが大切と捉え、活動につなげております。

4点目のながら運転についてです。

周知や啓発につきましてはテレビなどで行われていますが、町独自では実証してきていないのが現状でございます。報道でもありますように、ながら運転や、次の質問にありますあおり運転による悲惨な事故等も発生しています。町としましても、今後ホームページや広報などで周知、啓発に取り組んでいきたいと考えております。

ながら運転を見かけた際の対応について須坂警察署に確認をしたところ、車のナンバーや状況、場所などを控え、最寄りの警察署に通報といたしますか、ご連絡いただければとの回答をいただいております。これにつきましては現行犯でなくてもよいとのことで、ドライブレコーダー等の証拠があればいいというふうに確認をしているところでございます。

5点目のあおり運転をなくす対策についてです。

議員ご質問の中にありましたように、ゆとりと余裕のある譲り合いの運転が一番だと思います。この実現のためには、運転者自らがそのような意識を持って運転してもらう必要があります。あおり運転の危険性などを、交通安全運動期間だけではなく、いろいろな場面で周知、啓発をしていきたいと考えております。

6点目の免許返納者への支援策についてです。

議員ご質問の中にありましたように、移動手段がなくなってしまうため免許を返納できな

い状況があるともお聞きをしています。現在、民間での取組として、民間タクシー会社では、75歳以上の方を対象に10%の割引をしています。町におきましても、一定の条件はありますが、免許返納者だけでなく、75歳以上の方を対象にタクシー利用助成事業を実施しており、平成30年度では420人の方にご利用をいただいております。

また、本年度から社会福祉協議会では、高齢者の活動を支援する目的で車の貸出しも行っております。令和2年度予算編成に際して、議会より、運転免許返納者への支援施策の検討についての要望もいただいております。

新年度では、新たな乗り合い定時定路線タクシーを試験的に導入し、高齢者の交通の利便性向上を図るとともに、引き続き高齢者が安心して運転免許を返納できるよう、公共交通の在り方についての検討に取り組んでまいります。

7点目の速度を落とすための工夫についてです。

一つの案として路面への凹凸がありますが、国道403号の検討の中でも一つの案として検討をした経過があります。その検討の中では、溝のような凹凸をつけることによって減速はされるが、大きな音がしてしまい、町なかには不向きである。また、部分的に盛り上げるバンプの方法もありますが、緊急車両の通行や除雪作業への支障や、車自体が上下することによる健康面への影響などが懸念されています。

議員ご指摘のように、国道403号の整備の目的は、人優先の道空間、市庭通りの創生ですので、構造的、視覚的な面なども踏まえ、安心してご利用いただける道空間となるよう対策の検討をしてまいります。

なお、議員のご質問の中に、カーブを設けた速度を落とす工夫というお話がありましたが、現在1か所、つすみ保育園のところに、コミュニティ道路としまして、速度を落とす工夫ということで整備した道路等が設置をしてある状況でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

高齢者の運転免許証返納についてですけれども、これは免許証を返納すると、町内だけだと歩いても、端から端まで歩いても4キロということで、1時間もあれば町内は移動できるわけですけれども、やはり町外に出ていく場合、例えば長野へ行くとかそういったようなときに、やはり車がないのが不便なのではないかと。

そのためには長野電鉄の電車、こういったようなものを、少し返納者への割引特典みたい

なものがどうかというようなことを考えているわけですが、これについては長野電鉄との連携の、そういう姿勢はどうなっているのか、1点目お聞きいたします。

また、2点目として、ただいまの答弁で、スピードを抑える工夫については、国道403号の整備の目的は、人優先の道空間、市庭通りの創生、構造的、視覚的な面などを踏まえ、対策の検討をしていくという答弁がございました。具体的にどのような工夫を考えているのか、お伺いいたします。

また、3点目として、先日、2月25日の403号での事故を受けてどのような対策をしたのか、また対策をする予定なのか、お伺いいたします。

以上3点、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の免許返納者の移動手段につきましては、町内ですと歩いては可能ですが、やはり町外への移動手段と足が奪われてしまうという関係につきましては、現在のところ長野電鉄さんのほうとはまだ具体的な話等はしていないような状況です。

これにつきましては、町も沿線活性化協議会のほうに入っております。そういう中に、広域的に取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、加盟している、構成している団体とも話をする中で、長野電鉄さんのほうと調整をしていきたいというふうに考えております。

2点目の現在国道403号の検討の中でどのような工夫を検討しているかということでございます。

具体的な決まったものはございませんが、今まで意見の中で出てきているものとしみますと、先ほど議員よりお話のあったように、カーブを設けまして直線に見えない工夫をする、そういうような意見等もいただいております。

今後、道路構造令等の関係等もござりますので、調整をする中で、より良い方法を検討していきたいというふうに考えているところでございます。

最後の2月25日の事故を受けての対策ということでございますが、具体的にまだ事故の状況について最終確認等できていないような状況でございます。今後、その事故の状況等を確認をする中で、警察と話をする中で対策等を講じていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） 次に、新型コロナウイルス、COVIT-19の対策について質問させ

ていただきます。

新型コロナウイルス、COVIT-19に対しては、同報無線や小布施町公式ホームページ、フェイスブック、LINEなどで早くから注意喚起をしていることについて、また、小布施町の取組についてのチラシを全戸配布するなど、対応の早さと情報が変わるとの更新の早さに敬意を表するところでもあります。町民の皆さんが不安になっていることや心配していることに対し、早い対応であったと思います。町民のニーズに合った情報をタイムリーに出すということは、大変重要なことであると思います。

WHO、世界保健機構は、2月4日には新型コロナウイルスに大きな変異が見られず、まだパンデミック、世界的な感染爆発にはなっていないとの見解を示しましたが、26日時点では8万1,000人以上が感染し、中国以外にも40近い国に感染が拡大し、そのうち中国では7万8,000人以上が感染し、死亡者は2,700人を超えているとして、27日にWHOは、パンデミックの可能性があると各国に対策を要求しているとのことであります。

新型コロナウイルスがパンデミックになりつつある今、小布施町に感染者が発生した場合に備え、町としてどう対処するのか、以下の項目について質問させていただきます。

1点目として、新型コロナウイルスの集団感染が発生したクルーズ船、ダイヤモンド・プリンセスの感染者を県内の感染症指定医療機関で2月12日以降、順次受入れてきました。県内には危険性が極めて高い感染症に対応する第一種医療機関の県立信州医療センターと広域圏ごとの北信総合病院をはじめとする第二種医療機関が10か所の計11か所の感染症指定医療機関があり、指定病床数は県立信州医療センター4床を含め46床であります。

2月25日には長野県にも感染者が発生しました。感染症指定医療機関の現状と今後の方向性について伺います。

2点目として、新型コロナウイルスの感染者が国内で初めて確認されてから1か月の2月15日には、感染者が11都道府県に広がり、人数は40人に達しました。クルーズ船の感染者や政府チャーター機で帰国した人を含めると338人であったものが、25日には18都道府県862人に広がり、3月4日には28都道府県1,035人と、1,000人を超えてさらに広がってきました。2月25日には、大変遅いタイミングで政府が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を出してきましたが、遅いタイミングで、後手に回っているという感はしました。

長野県では2月25日に、阿部知事ら県幹部による新型コロナウイルス感染症対策本部会議を県庁で開催し、不特定の参加者が集まるイベントは原則延期か中止し、この時期に開催しなければならない卒業式や資格試験は参加者を極力限定して開くことを確認し、この措置を

3月17日まで続けるとしました。

小布施町では、3月11日までは町主催の催事、イベント等は中止、あるいは延期することを決定しました。また、栗ガ丘小学校、小布施中学校については、国・県の要請を受け、3月2日から春休みまで休校することにしました。

このように、感染予防対策は取っていますが、病院の中で感染する院内感染、また、どこで感染したか分からない市中感染、クラスターと呼ばれる感染者集団が増えてきています。検査や治療ができる医療機関を拡充する必要があると考えます。

町内に感染者が出た場合、町と医療関係の対応については事前に確立しておくべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（関 悦子君） ただいま大島議員の質問の途中ではありますがありますけれども、暫時休憩、昼食にしたいというふうに思います。

再開につきましては、午後1時の予定にしておりますが、放送をもってお知らせをいたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 答弁に先立ちまして、まず、迅速な対応ができたことと
いうことですが、これは町内クリニックの院長先生からご助言を受けることができ
まして、町として広報活動など対応できたところであります。

また、チラシ等の配布に当たりましては、26日に保健予防連絡会で町内診療所、医院の先
生方にお集まりいただき、ご意見をお聞かせいただく中で対応できていることでありまして、
この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

ご質問にお答えさせていただきたいと思います。

昨日の小林正子議員に対する答弁と重なりますが、新型コロナウイルス感染の県内発生を
受けて、3月11日までの2週間について、町主催の諸行事は延期または中止することといた

しました。また、皆様が行う諸行事についても、催事を通じた感染拡大を防ぐため、できる限りの感染防止策をお願いし、延期や中止など、当面の間の感染拡大防止の取組に対してご協力いただくよう要請しています。

現在、町では新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐことを主眼に取組を進めています。ご質問は、感染症指定医療機関の現状と町としての方向性ということだと思います。既に新聞等で報道がなされているとおり、長野県として必要な感染症指定医療の病床数を確保し、施設整備、運用体制を含めて対応できているというふうに考えております。このため、町としては感染の拡大を防ぐことを町の役割と認識いたしまして、しっかりと広報面で対応してまいりたいと考えております。

さらに、今後についてということですが、今回の新型コロナウイルス感染に先立つ新型インフルエンザ対策の際に、医療においては、県内感染期において、1つ目としまして、臨時の医療施設の設置、2としまして、臨時医療施設の設置の際は医師、看護師等の医療関係者に対し、場所、期間等を示して医療を行う要請というように定めています。今後の展開を見つつということになりますけれども、適切な対処方針が国・県から示されていくものと考えております。

町では、2月26日に開催した保健予防連絡会におきまして、町内医師の皆さんの意向をお伺いしております。須高医師会、県医師会の考え方、取組等、連携して対応したいと皆さんがお考えと確認しています。

多くの方が一斉に医療機関を訪れ、医療機関の機能が低下、また麻痺してしまうことがないよう、感染してしまった人と重症化するおそれがある人に優先的かつ適切に医療が提供されるよう努めていくため、町としてできる限りの調整を行政の役割として果たしてまいりたいと思っております。

最後に、新型コロナウイルスにつきましては、感染したから死に至るといような強い毒性はないというふうに考えられております。また、感染力も季節性のインフルエンザと同等か、それよりも若干強いのではないかとの評価と考えます。一人一人の皆さんには、うつらない予防の徹底、もしうつってしまったら、うつさない、保健所の指示によって行動していただくというようなことをお願いしまして、ご高齢の方など重症化するおそれがある皆さんをしっかりとお守りしていくため、感染予防の取組にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、再質問させていただきます。

まず1点目として、ただいまの答弁での病床数に対してなんですが、ただいまの答弁では、必要な病床数を確保し、対応できていると考えています、そういう答弁でありました。この3月4日には国内の感染者数が1,000人を超えました。

感染指定医療機関の病床数は長野県全体で46床しかありません。そういった中で、本当に必要な病床数を確保し、対応できていると本当にお考えなのか、再度お伺いいたします。

2点目として、町内に感染者が発生した場合、小布施町民にとって一番近い病院である新生病院、この新生病院の対応はどうするのか。また、町内の各医院の対応はどうするのか、お伺いいたします。

3点目として、町では3月11日まで町主催の行事を延期または中止することとしましたが、潜伏期間が14日とか20日とか言われているこの新型コロナウイルスに対して、3月11日まででいいのかお伺いいたします。

4点目として、この延期または中止ということに対する解除は、どの地点でどういう状況になったら解除するのかお伺いいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ご質問の病床数46で十分かというご質問と思います。

まず、現在国内で1,000例を超える感染が発症しているというふう聞いております。ただ、まだ国内でパンデミックとかそういう状況ではないというふうに考えますし、長野県内における感染者は2、または先ほどもお一方、感染が確認されたというような報道がございました。そういった状況から、県内の感染症医療病床46というものについては十分な機能を持ったものでありまして、現在のところそれで感染に対しては対応がなされるというふうに考えてございます。

次に、町内の新生病院、それから医療機関の対応ということでございます。

既に一部の医療機関におきましては、直接、例えば発熱症状などがおありの場合、直接診療所内に入っていただくのではなく、インターホンやお電話でお問合せをいただき、医療機関の駐車場などにおいてお待ちいただくというような対応を取っているということでございます。

今後についても当面はそういった対応、まずはコロナウイルスに感染しているということ

が危惧される場合においては、県の保健所のほうにお電話をいただき、その指示によって医療機関を受診していただくということを重ねてお願いしたいというふうに思っております。

さらに状況が深刻化していった場合ということでございますが、先日保健予防連絡会で、10年ほど前の新型インフルエンザの際に、補助発熱外来というようなことを設置を検討されたり、または既に患者さんが多くて病院に入れないというような場合の往診チームの編成などが議論されておりまして、そういったことも含めて今後検討していかなければならないのではないかとということで、資料等をお配りしてございます。そういったことにならないように願っているところですが、そういうことも備えとしては考えていかなければならないものと思います。

3点目の3月11日までの事業の自粛要請等々についてでございます。

潜伏期間、議員ご指摘のとおり、14日から21、22ほどの期間が潜伏期間ではないかということも一部言われております。これらに対してどう考えていくかということでございますが、現在の小布施町内の状況、それから近隣市町村の状況を見ますと、大変恐縮ではございますが、それほど大きな感染という状況に至ってはいないというふうに考えてございます。近隣、周辺の状況を踏まえまして、再度町内のお医者さんにご意見をお伺いしながら、この期間をどのように考えていくか判断していくことになると思っております。

解除につきましては、状況がどのように推移するかを十分に見極めた上で、国・県の動き等を踏まえて判断することが大切かというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） ただいまの答弁を聞きまして、大分樂觀視しているのかな、そんな印象を受けたんですけれども、まず病床数に対してですけれども、長野県だけで考えていて、長野県には今何人で46床あるから十分なんだという、そういうお考えなんでしょうけれども、日本全国にある感染症指定医療機関、日本全国のこの指定病床数は幾つだと思っているんでしょうか。多分1,800だと思いますけれども、そういった中で、今国内で1,000を超えてしまったという、もう病床数の半分以上をもう既に超えてしまっているという、そういう状況に対して、今の答弁では、本当に長野県の中の狭い中だけでの数を考えて、十分足りているんだというお考えだと思うんですけれども、果たしてそれでいいのかということを再度お伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） 県内の状況、国内の状況を踏まえますと、深刻な事態に陥りつつあるのではないかとというふうには考えてございます。ただ、長野県内の発生状況などを踏まえて考えますと、そこら辺については、多少まだ対応が取れる状況というふうに考えてございます。

感染症医療機関等につきましては、県のほうでその施設、それから運用体制を設けているところでございます。町としましては、あくまでも町内でそういった感染が発生しないよう、予防、それに向けた周知を徹底してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） それでは、次の質問をさせていただきます。

次に、台風19号災害を受けて、今後の災害に強いまちづくりの構想について質問いたします。

昨年10月の台風19号の豪雨災害から4か月半が過ぎましたが、今回の災害の教訓を生かして、今後の災害に強いまちづくりをどのように進めていくのか、以下の項目について質問させていただきます。

1点目として、今回の台風19号の被害を受けて、町民の防災意識は向上しています。町民の需要に合った防災訓練などの見直しが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いいたします。

2点目として、ハイウェイオアシスから北に向かっては、桜堤により堤防は強化されていますが、南に向かっては弱いと感じます。ハザードマップの見直しも必要ではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目として、災害時職員行動マニュアルが平成28年4月に制定され、平成30年2月、令和元年8月に一部修正されています。今回の災害の教訓を生かして、マニュアルの見直しはどのようにするのか、あるいはどうしたのか、お伺いいたします。

4点目として、今回の災害による復旧、復興経費については、今までに数回予算の補正を行ってきて、さらに新年度予算にも計上され、財源不足が心配されますが、国・県の支援だけに頼らず、そのほかにも町独自の財源の確保の方法について伺います。

例えば平成30年9月会議の一般質問で、新たな歳入創出と財源確保として提案いたしました以下の項目について、その後どのように検討したのかお伺いいたします。

無料駐車場の有料化、ホームページバナー広告、デジタルサイネージ、壁貸し、屋根貸し、

普通財産の貸付制度等について、また、ほかの方法による新たな歳入創出と財源確保の検討結果について伺います。屋根貸しについては、令和2年度予算に公共施設屋根貸し料として予算計上されております。

5点目として、小布施町は土木、農業技術系職員の拡充に向けた対策を国や県に求めているとの新聞報道がありましたが、具体的な内容をお伺いいたします。

6点目として、千曲川右岸の村山の堤防補強が大分出来上がり、今回の台風19号では村山下流の千曲川左岸の穂保堤防が決壊しました。これから穂保堤防が補強工事されます。次に決壊、越水する場所は予想できます。千曲川右岸、左岸のバランスを考え、小布施町の松川下流から千曲川の小布施ハイウェイオアシスまでの間の堤防を強化すべきと考えますが、見解を伺います。

○議長（関 悦子君） 竹内総務課長。

〔総務課長 竹内節夫君登壇〕

○総務課長（竹内節夫君） それでは、ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の防災訓練などの見直しということですが、現在町では、毎年6月に行う防災訓練につきましては、主に大規模地震の発生に備え取り組むもので、家屋の倒壊や火災の発生、地区によっては土砂災害の発生なども見据えた訓練として行ってまいりました。

訓練内容につきましては、傷病者の救出に向けた心肺蘇生訓練や、初期消火に対応いただけるよう消火器の取扱い訓練、避難所における簡易ベッドや簡易トイレの組立てなどの講習、それから非常食の炊き出し訓練などを行ってきております。以前には火災から身を守るための煙体験なども取り入れて行ってきております。

それで、地震や水害など自然災害の発生そのものを食い止めることはできませんが、いかにして被害を最小限に止められるかを日頃から身につけていただけることを目的に実施してきております。

今回、大規模水害が発生しまして、いまだ12世帯の皆さんが仮設住宅暮らしを強いられております。幸いにも当町では人命に関わるような事故は発生しませんでした。今後いつ何どき起こるか分からない自然災害への備えとして、水害への備えも十分に行わなければならないと改めて認識をしております。このため、地震に特化した既存の訓練を見直す、あるいは水害に備えた訓練の追加など、想定し得る自然災害への備えに向けた訓練実施、これは喫緊の課題と捉えております。

町では、昨年11月に自主防災会連絡協議会が主体となりまして、災害発生により避難所へ

の避難が必要になったと、こういったことを想定した訓練を実施する予定でございました。これは災害が発生した際に、各地域において主体的に活動いただける自主防災会連絡協議会の皆さんに、まずは発災時に求められる活動内容をご理解いただきまして、自分たちで行えることは行っていただくことが非常時において求められるという意味から実施を予定したものでありましたが、残念ながら延期をやむを得なくなってしまったということでございます。

訓練の見直しということでもあります。今後、ただいま申し上げたこうした自主防災会連絡協議会の皆さんによります訓練、こういったものを取り入れていくということもあります。

それから、昨日、関谷議員さんへのご答弁で申し上げました災害発生予測に基づき、自らの行動をあらかじめ定めておく、そのマイタイムラインの周知、あるいはその策定、そういったもの、防災・減災に必要な事項についても取り入れることが必要と捉えております。

それから、町の立地といいますか特性としまして、町の東部では台風による風水害が多く出ていると。それから、併せて雁田山における土砂災害の危険性といったものも指摘されております。それから、町の西部では今回のような水害が発生するなど、地域によって重点的に備える災害が異なるのではないかとということも挙げられると思います。

加えて、地震といういつ何どき発生するか分からない災害と、こういったものへの備えということで、想定し得る災害への備えとしまして、各地域別の防災体制の構築といったものも検討する必要があるのではないかと考えております。このため、地域ごとに異なる訓練、そういったものの実施というものも、これからの防災訓練の中には含めて考える必要があるのではないかと考えております。

まだ具体的にこうした訓練を行いますというところまでは積み立てておりませんが、ただいま申し上げたような内容を加味した訓練の実施といったものに向けて作り上げてまいりたいと考えております。

それから、千曲川ハザードマップの見直しということで、昨日もご答弁させていただきましたが、千曲川、これが想定し得る最大規模の降雨を対象として、現在その国土交通省の千曲川河川事務所さんが策定いただいたデータを基に、町に影響を及ぼすエリア、災害、こういったものを重層的に、住民の皆さんに分かりやすくマップとして策定しておるものでございます。

マップはあくまでも現時点での千曲川の河道や洪水調整施設の整備状況を勘案してシミュレーションしたとされております。このため、実際には浸水想定外区域にも浸水する可能性といったものは否定できないと思っておりますし、また、議員ご指摘のように、実際に守る

べき堤防も弱いのではないかということも要件としてはあるのではないかなというふうに考えております。

こうした場合に、マップの見直しというよりは、昨日も申しあげました発災に際してご自身の避難をどうするかと、行政として避難の勧告発令をどうするかと、これの一つの判断基準になるのがタイムラインというものがございます。ですので、そういう今回の災害を受けまして、非常にインフラとして弱いところが指摘されると。そこからの破堤が非常に心配されるということに関しましては、そのタイムラインをより早めの避難情報として発令できるような見直しといったもののほうが、住民の皆さんへの安心感という意味ではいいのではないかなというふうにも考えております。

加えまして、今ご指摘を受けましたような大規模降雨によりまして堤防が決壊するおそれがあると、こうした地元の声につきましては、河川管理者である国に対して、要望は改善要望として上げていく必要があるのではないかと考えております。

それから、災害時の職員行動マニュアルの見直しということでございますが、これは町の防災を担う職員、個人が日頃から自分の役割を十分認識し、発災時に慌てることなく迅速、的確な行動が取れるよう、その行動をマニュアル化したものであります。

このマニュアルの更新につきましては、年に1回、担当する各課それぞれの業務におきまして内容の見直しを行い、必要に応じて修正を行うとされております。実際、今回の災害を受けまして、この見直しということでございます。各課において実際の行動内容といったものを検証するように進めてまいりたいと考えております。

それから、町では、この職員の行動マニュアルも当然ですけれども、併せて、今回は町内の全世帯の皆さんを対象に、この発災前後におけます住民の皆さんの実際にどう行動されたかということにつきまして調査を実施いたしました。現在その調査に協力いただきます兵庫県立大学でこの結果を分析いただいております。これらの分析作業も終了次第、また全般的な行動パターンの見直しといったことにもつなげてまいりたいと考えております。

それから、4点目の復旧、復興経費の財源確保ということでもあります。

先ほど来ご指摘いただきました、新たな財源確保策として何点かご指摘いただいております。その中で、例えば公共施設の屋根貸しであるとかバナー広告の有料化ですとか行ったものも一部はございます。ただ、その発災以来、災害復旧予算として一般会計では27億円を超える予算を計上してございまして、これら事業に係る国庫補助金は事業完了後に交付されるということから、一旦これらの経費を町で支出する必要があります。このため、現金そのもの

の不足が予想され、毎月の収支計画を確認し、基金の繰替え運用、もしくは一時借入れも含めて対応したいと考えております。

それからまた、独自の財源としまして、ふるさと応援基金といったものも活用させていただきたいというふうに考えております。

それから、5点目の農業、土木技術系職員の拡充ということでもあります。

具体的な内容ということではありますが、道路や上下水道、橋梁、あるいは公共施設など社会資本の整備、維持管理や、今回のような災害時における応急対応に応えるなど、欠くことのできない業務を担う公共土木あるいは農業系の技術職員不足、これにつきましては全国的な傾向であり、課題となっております。

この問題の背景としましては、近年の度重なる自然災害が全国的に多発し、全国の自治体でこうした技術系職員の募集枠が拡大しているにもかかわらず、若年人口の先細りや民間企業との競合などから、希望する採用数に届かない状況が続いていることがございます。

このため、平時においては、民間委託などによりまして資本の整備、維持を行っておりますが、災害時においては、ふだんでも人手の足りないところに一層の業務負荷状態となっております。

町でも今回の被災を受けまして、総務省と全国町村会が行う災害支援職員派遣事業がございまして、これによります派遣要望を行いました。事務系職員につきましては、福井県の敦賀市さんより派遣が可能とのご返事をいただいて、現在、主に災害ごみの処分事業に1名派遣、従事をいただいております。

併せて農業技術系職員の派遣要望も行ったところですが、実際に派遣要望を行った時期がちょっと遅れてしまったというようなことがありまして、それから、やはり全国的に技術系職員が不足しているというようなことも重なってしまいまして、こちらのほうの派遣をいただくことが現在かなっておりません。

このため、さきのタウンミーティングなどでも、町長のほうから知事をお願いするような形で、県からもそういった事情をよく勘案いただく中で、地域振興局の農地整備課より間接支援として農地復旧担当職員を配置いただいております。

また、こうして必要に応じ業務支援をいただいておりますが、農地復旧に関しては次年度にずれ込むことが予想され、また作業の進捗管理もなかなか計画どおりに難しいという側面も見られまして、やはり臨機応変に現場管理が行える専従職員の配置といったものが求められております。このため、新年度からでも何とか専門職の派遣がいただけないかということ

検討してございます。直接町と交流のある市町村などにも、実際にそういった派遣をお願いできないかということで呼びかけてはいるところではありますが、なかなか現時点では難しいということでもあります。

そこで、今後どうするかということでもありますけれども、全国的にこうした技術系職員が不足しておるとい状況の中で、何とかそうした、これからもこうした災害の発生といったものが予測されるわけでございますので、こうした事態を想定しまして備える方策の構築といったものを、国レベルにおいても何とかこれを図っていただけるように、要望として声を出していくということしか今のところは考えられないんじゃないかなということでもあります。

それから、最後の松川下流から千曲川のハイウェイオアシスまでの堤防強化ということでもあります。この箇所につきましては、12月会議の一般質問でもご質問があった箇所と思います。

小布施ハイウェイオアシスの上流側は、堤防と高速道路間を桜堤として整備された下流側に比べますと、心配される面も確かにあるのかなというふうに感じています。

さきの会議でお答えいたしましたように、千曲川の堤防を管理しています国交省千曲川河川事務所、松川の堤防を管理しています須坂建設事務所、それから東日本高速道路株式会社長野管理事務所さんへ、このような実際に地元として心配の声があるということはお話をしております。

再度関係機関の皆さんにこうした声を上げさせていただきまして、強化の実現に向けた取組を進めていただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 大島議員。

○9番（大島孝司君） 再質問させていただきます。

ただいまの答弁では、町の独自財源確保策として、ふるさと応援基金の災害支援分を見込んでいるとの答弁でありましたが、見込んでいる額についてお伺いいたします。

また、小布施町公式ホームページでは、トップページの頭の部分に、台風19号災害義援金寄附受付中、温かいご厚志をお願いいたしますという義援金を募っておりますが、この義援金の現在の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

それから、2点目といたしまして、この千曲川右岸、左岸のバランスなんですけれども、この小布施町の松川下流から千曲川の小布施ハイウェイオアシスまでの間の堤防を強化すべきと強く要望をいたします。これについて再度答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（竹内節夫君） まず、1点目のふるさと応援基金の状況でありますけれども、現在、約1,600万円ほどの寄附、ふるさと応援基金の災害支援分として寄せられております。12月会議初日で議決いただきました補正予算の第5号では、そのうちの約850万円を財源として復旧事業のほうに充てさせていただいております。

それから、実際に被災された皆さんにお届けしてほしいということで、義援金を町にも多く寄せていただいております。これは町が行う義援金、それから長野県においても義援金の募集といったものを行っていただいております。これまで長野県から総額で、概数ですけれども1,700万円ほど、それから町には約1,100万円ほど義援金を寄せていただいております。昨年12月末、それから先月、2月末にこのうちの大半を、床下浸水も含めます被災された皆さん方に、それぞれ一定の基準で分配をさせていただいております。

それから、2番目の堤防の強化ということでございますが、これについては、管理します河川管理者のほうにまた改めて要望のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（関 悦子君） 続いて、1番、寺島弘樹議員。

〔1番 寺島弘樹君登壇〕

○1番（寺島弘樹君） それでは、私、寺島のほうから、2020年度予算についてということで質問をさせていただきます。

最初に、質問の前にではございますけれども、昨年の10月以降、秋以来、災害対応を含めた職員方の日々の取組であったり、そういった多忙を極める中での2020年度、令和2年度の予算、こういった取組に当たられた町長を含め職員の方々には本当に深く感謝を申し上げる次第であります。

では、質問に入らせていただきます。

なお、昨日、中村議員のほうからも2020年度、令和2年度の予算の概要ということで質問、それから答弁もいただいている中で、できるだけ重ならないような形の中で質問させていた

できます。

まず最初に、昨年の台風19号から災害復旧に関わる防災・減災対策、災害に強いまちづくりに向けた予算対応並びに扶助費、こういったものをはじめとする社会保障関連費、それから公共施設の老朽化対策等々の歳出増加への予算対応等を主眼として、特にこの20年度予算については強く求められているかと思っております。

併せて、災害復旧費、それから高齢化等に伴う社会保障費、それから教育関連経費、町有施設の当初設計費、こういったものが20年度以降も当然増加が予想されていくわけです。

そういった中、財政運営かじ取りといったものが一層これから強く、また困難になってくるのかなと思っております。

その中で、最初の1点目の質問ではありますけれども、今回町の単独事業としての主な新規事業について伺いたいと思います。

それから、2番目として、持続的な財政構造、こういったものについて小布施町ではどう考えていらっしゃるのか、その具体策について、その見解を教えてくださいますようお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、寺島議員の2020年度予算編成のご質問についてお答えを申し上げます。

最初に、町単独事業としての主な新規事業ということでございます。

この質問につきましては、昨日中村議員への答弁ということで重複しますが、概要をまとめてご説明申し上げます。

まず、昨日申し上げましたが、大きな事業といたしましては、栗ガ丘小学校の環境整備事業ということで、普通教室棟や管理棟のトイレ洋式化、あるいは1年生の各教室を中心とした手洗い場の増設をするということでございます。

単独事業というか、補助金が出る介護保険事業でございますが、昨日も申し上げましたとおり、小布施出かけて交流ポイント事業ということで、これも町の65歳以上の方を対象に、いろいろな健康教室なり講座に出たときにポイントをその方におあげしまして、たまった時点で商品券と回収できるということで、いわゆる高齢の方々がいろいろなところにお出かけしていただいて、健康づくり、また実際に商品券と交換できるということで、そういったものを含めて事業をやっていこうということでございます。

また、考え方といたしましてですが、先ほどもちょっとお話があったんですが、新たに防災に係る組織といたしまして、台風19号災害、これを受け止めて、町と住民の皆さんが一体となった防災対策の構築を加速するという意味で、こういった防災、あるいは、今日もいろいろご質問がございました環境、あるいは宅地開発等に係る施策を推進する防災環境都市計画室、これ仮称でございますが、これを課に附置していく、設置していくということございまして、これも一つ新たなソフト面での事業というふうに考えております。

さらに、今回予算計上できなかったのですが、公会堂につきましては災害時の第一避難所というふうに位置づけられておりまして、昨年10月のときにも、飯田等の公会堂には既に冷房設備を設置してございまして、避難所としての機能を果たしたわけでございます。

したがいまして、こういった事業を考えまして、現在各自治会に冷暖房設備の設置状況ですとか設置希望等の調査を行っておりまして、これに基づきまして、冷暖房設備の設置について、コミュニティ振興対策事業補助金の交付要綱に基づいて、できれば早急にこの冷暖房設備を設置したいという自治会等につきましては、設置について費用を補助していきたいということで、まず今は調査を行っておりますので、こういったものもございまして、また補正等お願いすることも考えている次第でございます。

続きまして、2番目の持続的な財政構造ということでございます。

地方自治体の会計年度というのは、ご存じのとおり毎年4月1日に始まりまして、翌年の3月31日まででございます。その会計年度の歳入歳出というのは、その年度の歳入歳出をもって上げるということでございます。

小布施町の令和2年度の予算編成の状況ですとか財政状況については、昨日中村議員の質問にお答えしたとおりでございます。いわゆるよく財政状況におきましては、「入るを量りて出ざるを制す」ということございまして、歳入をもってその歳出に充てるわけですが、実際はなかなか歳出が一定の継続的な行政施策を維持するのに膨らんできておりますので、この歳入をいかに確保するかが課題となっているところでございます。

歳出の内容を見ますと、令和2年度の予算におきましては、道路や水路の修繕費の普通建設事業、こういったものは全体の8.4%でございます。残りの91.6%は、人件費が23%、物件費が19%でございます。こういった今申し上げましたとおり、なかなか普通建設事業、これももう最低限の道路性能建設に充てておりますので、こういった状況で今財政が動いているということが実情でございます。

したがいまして、歳出全体をこれからどう抑制していくことは非常に難しいというふうに

考えております。

今後の歳出の見込みといたしましては、今議員がおっしゃったとおり、人口の高齢化に伴う保健福祉などの社会保障費、あるいは老朽化が進んでおります公共施設の修繕、あるいは今回いろいろお願いしております不登校の生活支援員や、過去数年間でありました学習支援員、あるいは先ほど5Gの問題も出ましたが、こういったIT化に対応した教育環境の整備ということで、やはり教育関連費、こういったものが今後も継続して、あるいはさらに増額して必要になってくると思います。

歳入につきましては、昨日も申し上げましたが、ふるさと納税等、あるいは財政調整基金を崩して今一応予算編成をしているところでございまして、新たな財源の確保が非常に望まれるところでございますが、具体的なやはり財源の確保、それも1億円、2億円規模となってきますと、なかなか見通しが立っていないのが現状でございます。

また、ふるさと納税につきましても、ご存じのとおり、いわゆる様々な問題が指摘されておりまして、今後返礼品の見直し等がございますと、今の状況を維持できるかということは、これは非常に注意深くその在り方を注視していく必要があると思っております。

今後、財政面の厳しい状況をいかに乗り切るかということでございまして、例えば昨日もお話ししましたが、多いときには70億円の起債というか残高を抱えながら何とか乗り切ってきた経過がございます。これから人口が、西暦2040年ぐらいまではある程度増加していくんですが、高齢化ですが、ただ、ある程度非常に苦しい時期をいろいろな歳入を確保しながら、歳出を抑制しながら乗り切っていくと、そういう中で、そういった苦しい時期を乗り切る中で、町としてもこの今の行政規模を維持しながら財政の構築を図っていくしかないのかなど。

過去、平成14年に財政改革のプランですとか、昨日もお話出ました平成16年2月には自立ビジョンの構築をいたしまして、非常に財政状況が厳しい中でそれぞれ自立の道を選んできたわけでございまして、今後もやはりいかに歳入を確保できるか、あるいは歳出を抑制できるか、これを常に行いながら、財政状況の中長期的なシミュレーション、これを図りつつ、歳入を何とか確保して財政運営をしていきたいというふうに考えておりまして、だから今持続的な財政構造を維持するかということをお答えはできないんですが、それぞれやはり知恵を凝らし、創意工夫をもって、この歳入歳出をうまくバランスを調整図りながら運営していくことが必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） ただいまのご答弁を頂いた中で、ちょっと再質問をさせていただきたいと思います。

何点かちょっとございしますが、まずは具体的な事業であります。

小布施町出かけて交流ポイントのおでこポイント制度について、ちょっとまず伺いたいと思います。

まず、高齢者というか、そういうフレイル対策、その辺の要因とすればいろいろあるかと思えます。社会面であったり心理面であったりということで、一つには、まず一番の体、身体面で運動機能の低下に伴う面であったり、あるいは独り住まい、独居、あるいは夫婦世帯のみであることから、やはり閉じ籠るといような、そういった心理面、そういったやはりフレイルの要因があろうかと思えます。

今回、新規事業として約40万円ほど、3月2日に予算説明等もいただいておりますけれども、こういった新規事業として、外に出る、それから参加するというので、そういったところにウエイトを置きながら一定のポイントを付与する、こういった事業について、老人クラブ連合会、そういった提案の趣旨も生かしながら、今回事業化に向けて計画をされたところということで、今後実践的なといいますか、実用的な運用に心がけていただければと思います。

そこで、ちょっと質問なんですけれども、今後の実施に当たって当然考えていらっしゃるのかとは思いますが、対象事業者の参加誘因といいますか、ぜひ私の例えばお店でもとか自分のところでもというような、そういう参加誘因、それをどういう形で取り組んでいられるのか、その辺をちょっとお聞きをしたいと思えます。

それから、次に、今副町長のほうからもご答弁、いろいろ非常に苦しいとかいうようなご答弁がありましたけれども、まず、厳しい財政運営の中、一般会計ベースでは対前年度4.7%増、これは借換債を除くということでもありますけれども、概要を見させていただきますと6つの重点施策を掲げていらっしゃいます。その中では、住みやすく温かい町小布施町、こういったことを目指して取り組んだ予算だということで、私もそのとおりかなという形で考えております。

しかしながら、一方、町単独事業としての今回ご答弁を頂いた事業につきましては、踏み込み不足かなという形で考えております。我々としても知恵を出して、まさに住みやすく温かい小布施町にしていかななくてはとは思っております。

既にご承知かと思えますけれども、報道等で拝見をする限りですけれども、近隣市町村に

については、今回の再生エネルギーに関するFIT制度、順次終了しておるわけですが、住宅用蓄電池、そういった設置に関する補助制度を新たにつくる、創設をしたりとか、65歳以上の高齢者、そういった方々を対象として、自家用車への安全装置の設置補助、これは昨年9月、小林一弘議員のほうからも一般質問の中で提示があったわけですが、あるいは気候非常事態宣言、これをしようとしている自治体にあつては、防犯灯の計画的なLED化、そういったものを構想するなどの取組、こういったものが具体化しているかと承知しております。

全て横並びに実施せよということではゆめゆめ申し上げるわけではありませんけれども、今回、この20年度予算の取組に当たって、編成過程の中で、職員の中からこういった事業、職員提案であったりとか、あるいは新規事業の施策として、12月に財務課長査定並びに1月に副町長査定等とあったように伺いをしておりますけれども、その中で、新たな事業案として候補となったような事業、そういったものについてまず伺いたいと思います。

併せて、今回の2020年度予算については縮小、廃止事業、これがないというような形で昨日ちょっと伺ったわけですが、限られた財源の中、新規事業としていわゆる磨いていける、そういった事業案があったのか、あるのかどうか、それについても伺いたいと思います。

それから、大きな2点目として、持続的な財政構造についてということでご答弁をいただきました。重々、歳出、歳入も厳しい中、歳出の全体の抑制は非常に難しいというご答弁が今ありましたけれども、こういった緊縮財政の中で、それぞれ職員がそれぞれ努力しているわけですが、そういった職員の士気に響かないのかなというちょっと気持ち、そんなご答弁を聞きながらちょっと思ったわけですが、これから持続的な財政構造、それから安定した財政運営のために、歳出抑制の具体策や年次計画の策定を進めていきたいというようなご答弁がございました。

ご案内のとおり、財務状況の把握等々につきましては、平成18年度に地方再生制度、これが許可から協議制に移行されましたけれども、今現在、国、財務省、長野県でいうと長野財務事務所が必要に応じてというか、必要に迫られた自治体の中でヒアリング等々をしていく、そんなようなことも実施をしているわけですが、昨日の中村議員に対する答弁では、小布施町では借金はしないと、従前から原則起債はしないというようなご答弁もございました。

実質公債費比率、これも18%はおろか7%台後半、7.7ぐらいだったですか、7%台後半

であることから安堵を増しているわけですけれども、ちなみに、財務状況については、毎年当初予算が編成後には毎年ローリングをしていくというようなことでよろしかったのかどうかですけれども、いずれにいたしましても、今後の持続的な財政運営について、まずはちょっと留意をしていただく点をちょっと申し上げたいと思います。

さきに申し上げたとおりですけれども、一般会計ベースでは、対前年度4.7%増、その中で、やはり留意といいますか、ちょっと私が注目をさせていただいたのは、特に義務的経費、固定費、これが14%増、人件費が33.2%、会計年度任用職員というような制度上からの2020年度予算の取組対応ということではありますけれども、単に民間の事業の経営をされている方について、こういった義務費、固定費をどう考えるのか。これは官公庁、役場だからできることなのかですよね。これがずっと後年度負担でも行くわけですよね、これから。

○議長（関 悦子君） 寺島弘樹議員、質問の途中ですけれども、再質問、趣旨をしっかりと簡潔明瞭をお願いします。

○1番（寺島弘樹君） 承知しました。

行政にもマネジメントというものが問われているわけです。行政判断を要しない事務事業について、会計年度任用職員として改めて任用する事務事業の見直しの中で、任用候補者として決定されたのか、もしくは県内一部自治体が採用した事務事業の外部委託等を検討されたのか、今後も継続した義務的経費が発生することから、改めてその検討結果を伺いたいと思います。とともに、今後の予算編成に当たり、各課でシーリングを設ける等々、きちんとした削減策を用意すべきと強く考えますけれども、ご所見を伺います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 新規事業の中のおでこポイントの関係ですけれども、お答えいたします。

試行ということで4月から始めさせていただきます。これから、はっきりお返事いただいている、参加していただける商店につきましては、おぶせ温泉さんとか2社とかもう決まっていますけれども、あと大手のスーパーさんとか、その他、お店には今お声がけをしているところです。

自分のほうから手挙げしていただければ、要するに、おでこポイントを10ポイントためたら、500円分の券を商品券としてそれを使わせていただけるかどうかさえ認めていただければ、どなたでも、どんな企業でも参加していただければ、こちらとしてはたくさん広がっていくのでありがたいと思っておりますので、できるだけPRして、たくさんの企業というか

商店さんに参加していただければと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 副町長。

○副町長（久保田隆生君） 予算の関係でなかなか新規事業は、小学校であったり今のおでこポイントであったりということでもあります。

予算の編成過程、昨日説明申し上げましたが、基本的には各課、係で予算を揉んでいただきまして、それを係でまず課全体の中でまた1週間程度揉んでいただいております、さらに、昨日申し上げた財務課長、副町長、町長査定まで上げてきております。

確かに新規事業というもの自体はお示した予算の中にはないんですが、やはり町として独自の色を出してきた多くの継続的な事業があるわけでございまして、必ずしも新規事業があるからうまく行政がいかないとか、新鮮味がないということではないと私は思います。ですから、今まで積み上げてきた新規事業、これをしっかり継続して行っていくこともやはり行政としては必要でございまして。

ただ、おっしゃられたとおり、どうしてもさっき言われたシーリングも前年度ベースになっておりますので、なかなか予算を新たに要求できないというようなものがもしかしたらあるのかもしれませんが、そこら辺はまた今後、そういったことにとられることのないようなことを、予算過程の中で一回しっかり上げてみてもらいたいということは、今後ちょっと気をつけなければいけないと思っております。

あと、会計年度職員の関係で、特に義務的経費、14から40に上がっておりますが、これはほとんど多くが人件費の増でございまして。いわゆる会計年度任用職員の導入に当たりましては、今言われていた外部委託への導入を一緒に図りなさいということで、元々総務省等から通知がございました。

改めて、うちのほうの対応とすると若干遅れた面があるわけですが、なかなか外部委託をするというものというのは、ある程度候補が上がるんですが、具体的にじゃ、この1年のうちに外部委託できたかということも、実際なかなか難しかったらうと思っております。

会計年度任用職員については、今いる嘱託、臨時の方、パートの方全員が、いわゆるフルタイム、パートタイムで会計年度に移行してきまして、一番その方々の処遇の改善、全員の方に期末手当を支給することになりますし、いわゆるフルタイムの方については一般職と同じような形で退職手当組合の負担金、あるいは共済の対応ということで、そういった処遇の改善が図られてくるわけでございまして。

全体的な経費で申し上げますと、四千数百万円程度の人件費の増になっておりまして、これが大きな会計年度に係る経費として新たな増加分としてきたわけでございます。

そういった意味で、委託についてはやはり大きな負担になっていることもございますので、そういった職員の方々のほかに委託した場合のいろいろな処遇面も考えて、今後検討していくことは今後やっていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） 最初の質問についてはちょっと厳しい質問であったかとは思いますが、けれども、じゃ、次の質問に移らせていただきます。

次は、町民、住民参加型による事業評価の実施についてということで質問をさせていただきます。

P D C A サイクルというのはもうおなじみのある言葉かとは思いますが、なかなか行政では P l a n、D o までにはしっかり回していけるのかなと。ただ、その中で、要するに C h e c k、それからまたそれを見直しをしていく A c t i o n の部分について、よくちまたでは弱い部分なのかなとよく言われております。

今回、町民参加型による事業評価の実施についてということで、あえて私のほうから提言をさせていただく中で、まず事務事業の執行上の課題であったりとか問題点、こういったものを洗い出していくと。あるいは予算上の対応が足りているのかいないのか等々について、多分小布施町、多分といいますか小布施町については振り返り、いわゆるレビューというんですか、予算の見直し等々のそういった機会は設けていらっしゃらないかと思えます。そんな中で、いかに町民参加型の事業評価というものを軌道に乗せて公開で実施をしていくことについては、やはり私は非常に意義があることかなと考えております。

行政に関わる政策、そういったものに対する検証であったり、決定に生かす動きとして、小布施町住民の方々の極力みんなでというか、全員でというようなキーワードの中で、機動的に民意を探るためにも、こういった町民参加型事業評価の実施を提言するわけです。

具体的なやり方については私、こんな形でちょっと考えております。

まずは点検者、点検メンバーによる公開での点検を実施をしていきます。その検証結果というものは翌年度、次年度の予算ないしは補正予算等々に反映をしていくんだと。各事業執行について、スクラップ、それからビルド、スクラップ・アンド・ビルドとよく言われますけれども、そういったものをしっかりと検証していったらどうかということなんです。

具体的な方法として、さらには点検事業分野、こういったものをある程度抽出、絞りながら設定をさせていただきながら、監査でいう3E監査というんですか、経済性、効率性だとかそういった効果等を検証するような立場の中で、その事業の費用対効果であったり事業進捗であったり、今後の事業の方向性というものをできるだけ集中的に論議、検証していただく。

点検メンバーのボリュームですけれども、おおむね7名から10名程度でよろしいのかなど。事前に町の事業概要、そういったものをレクチャーをされた後、疑問点、課題等につきながら公開で町と双方議論し合う、そして事業の評価決定をしていくということであります。

評価項目とすれば、これからではありますけれども、5段階であってもいいと思いますし、3段階ぐらいでもよろしいかと思いますが、非常によく取り組んでいる事業ではないかとか、あるいは事業効果が高いとかいう評価の良い点であったり、これはもう少し改善の必要性がある、具体的にはどういうことなのかと、住民がどう考えて提案をされたのかというようなことを、やはり町の職員等々と語り合いながら、論議をし合いながら評価決定をしていくと。

小布施町当局においては、そういった公開による評価を決定した後、改善であったり、これこれこういうような形を直していこう、そういった改革プログラムをまとめていくというような提言について、まずはご所見を伺います。

○議長（関 悦子君） 竹内総務課長。

〔総務課長 竹内節夫君登壇〕

○総務課長（竹内節夫君） ただいまの町民参加型によります事業評価の実施に対する所見ということであります。

町が行います事業、これを適切といいますか、振り返りを含めて、PDCAも含めて評価をいただきまして、事業、次年度以降の施策に反映させるというご提案でありまして、当然にそういったことは必要でありまして、地方自治法でも議会の同意を得て選任された監査委員さんによる監査、これを定めておりまして、町でも実際に事業改善などについてのご意見を頂いております。

この監査委員さんの選任に当たりましては、議会の選任を受けた者のほかに、議員のうちからも選任するということとされておりまして、識見を有する方及び、それから住民代表によります事業評価を頂いているものと町では捉えております。

これら現在行われる評価の実施に当たっては、地方自治法233条の規定によります議会における決算認定を受けるために、例年9月議会におきまして主要施策に係る事業決算を説明

させていただき、委員会などでも質疑をいただいております。

また、事業評価ではありませんが、事業実施に当たって、住民の皆さんの声を伺い、事業構築に町としては努めております。実際に図書館建設に当たっては、町民の皆さんからの声を反映し建設を行う、あるいは主要事業の今後の進め方等々につきましても、町政懇談会を通じ、町の考えをあらかじめ町民の皆さんにお示ししながら事業構築につなげております。

また、議会からも新年度予算編成に対する要望といったものをいただいております、これら検討する中で、要望に沿う形で予算編成といったものにもつなげてきております。

また、今回策定いたしました総合計画も、多くの住民の皆さんの参加をいただき、今後の中長期計画に反映させるとともに、まちづくり委員会の皆さんによる活動を通じ、様々な提案等を町に寄せていただいております、こうした声を尊重した事業構築に努めておるとしております。

まずは監査委員さん、そして町民の代表であります議会の皆さんによる町事業への評価、これを真摯に受け止めさせていただきながら、求められる事業構築を図ってまいりたいと考えております。

その際に、広く住民の皆さんの提言なども取り入れることで、より一層民意を反映した事業執行に努めるとともに、こうしたことで予算編成前、あるいは政策決定前の基本的に民意を反映した町民参加型の評価の実施にもつながるのではないかとこのようにも捉えておるところであります。

なお、そのPDCAサイクルの構築ということでもありますけれども、これは今後の行政運営上大変大切なお話と捉えております。今回策定いただきました総合計画などについては、今後も住民の皆さんの参加を得て、計画そのものの見直し、これをPDCAを導入するなど行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（関悦子君） 寺島議員。

○1番（寺島弘樹君） それでは、今ご答弁を頂いた中で、ちょっと再質問をさせていただければと思います。

小布施町における事業評価、これはそれぞれ監査委員さんであったり我々議会に諮り、決算認定等々を受けているというようなことで、事業構築を図りたいというようなご答弁だったということかと承知をしておりますが、今回私が提言をさせていただいた趣旨といいますかキーポイントですけれども、これは、どのぐらいということはちょっとなかなか分かりか

ねると思うんですが、キーワードとすれば、やはりみんなでのということです。

ご承知かどうかですけれども、東京都小池知事は、こういった事務事業について、今ネットでそれぞれ投票といいますか、そんなようなこともやられているようですし、三重県では革新系の知事さん、鈴木知事さんが、「みんなでつくるかみえの予算」みたいな、予算を三重県民全員のネット投票でしながら、評価をいただきながら、まさに三重県民全体でそういった予算をつくり上げていくと、みんなが関わっていくというようなことで、その率についてはちょっと承知をしておりませんが、そういったようなことも実施をしているということです。

今ご答弁にありましたとおり、我々議会としてもその辺については、重々住民の方々の意見、くまなくといいますか、そういったものをくみ上げて、また町の方にもお伝えをしていかなければいけないとは思っておりますが、やはり住民の方もお任せ何とかという方がいらっしゃるのかどうか、ちょっとその辺はちょっと語弊があるかもしれませんが、やはりみんなでつくる、そんな意識というか、そういったものも非常に行政側の仕組みとすれば必要なのではないかなということで今回提言をさせていただいたわけです。

町民参加をぜひ行政の側からも後押しをさせていただくためにも、一つの方法とすれば、ネットではないんですが、例えば小布施町にもLINEというようなものがございますし、そういったものを使いながら、ちょっと新たな方法もちょっと模索していただければと思いますので、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（竹内節夫君） ただいま再質問といいますか、捉え方と申すのでしょうか、行政事業の執行に当たって、1万1,000人の皆さんの民意を極力反映した事業執行に努めなさいということかと思えます。

その一つの手法として事業評価といったものが考えられるのではないかということかと思うわけですが、これは当然我々も、行政を運営する側としまして、今ご指摘された考えといったものは大切にしているつもりでございます。そのやり方がまだ伝わっていないのではないかということにつきましては、これはどのような方法が今後考えられるかということになるかと思うわけでありませう。

先ほども申し上げましたが、我々行政運営を行うに当たりまして、町民の皆さんの民意を極力反映させたいという中で、今、行っておるものに町政懇談会といったものがございませう。これについても、議会からも参加者が少ないのではないかというご指摘もある中で、何とか

住民の皆さんお一人お一人に行政に対しての関心を持っていただきたいということも考えておるところでございます。

そうしたことも含めて、今後町事業の進め方に当たって、どのようにしていくのが一番民意を反映することにつながるかということかと思うわけですが、ご指摘ありました東京都におけるネットですとか、町でもそういったものを使ったらどうかということかと思うわけですが、実際にはまちづくり委員会の皆さんのように、自ら取り組んでいただいている団体もあるというふうにも思っております。

こうした輪を広げていただくということも一つではないかなということもありますし、そういったことも含めて、ご指摘いただきました町行政としての仕組みづくりということになるんですか、これについては重々検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、渡辺建次議員。

〔12番 渡辺建次君登壇〕

○12番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

まず、第1問目ですが、認知症の人が暮らしやすい社会の実現とは。

超高齢化社会を迎え、今や軽度認知症を含めた認知症は誰でもがなり得るものとなりつつあります。65歳以上高齢者の約7人に1人が認知症と見込まれており、町内では介護認定を受けている方で認知症及び認知症の疑いのある方を含めると400人程度とお聞きしています。そのような中で、今や認知症の人ができる限り地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現が求められています。

国の施策では、認知症の発症を遅らせ、目標としては70歳での発症を10年間で1歳遅らせることを目指すこととし、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、予防と共生を車の両輪として推進するとしています。

予防とは認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、認知症にな

っても進行を緩やかにするという意味とか、運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されています。それらのことを踏まえ、通いの場における活動の推進など、認知症への備えとしての取組が推奨されています。

また、共生とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症と共に生き、また認知症があってもなくても同じ社会で共に生きるという意味で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解や協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を生かしていくことで、極力困難さを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指すということとしています。最近の内閣府の調査では、約6割の人が認知症の人と接しているとのこと。

認知症の人が暮らしやすい社会の実現のために、次の事項について質問します。

1番、認知症高齢者が訪れたときの対応として、地域のスーパーマーケットや金融機関等の民間部門との連携はどのようになっているのでしょうか。

2点目、家族が認知症になった場合に、ストレスや精神負担を不安視する人は内閣府の調査で65%あるとか。本人や家族が小さな異常を感じたときに速やかに適切な機関に相談できるような体制はできているのでしょうか。

3点目、高齢の独り暮らし、あるいは二人暮らしの家庭が増加している中、自立生活のサポートを行う認知症初期集中支援チームの体制は、町民への周知も含めて整っているのでしょうか。

4点目、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いっどこでどのような医療、介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した認知症ケアパスの作成状況はどのようになっているのでしょうか。

5点目、これは以前にも質問しましたがけれども、認知症に関する様々な民間保険の紹介と補助政策について伺います。

早期診断の促進や行方不明時の捜索等と併せて、認知症の人の事故を補償する民間保険へ加入を支援する取組が幾つかの自治体において始まっています。報道によりますと、20年度に認知症の人とその家族が被保険者になる民間の賠償保険に加入する予定の県内の自治体は、上田市、木曾郡上松町、南木曾町、木祖村、大桑村、下伊那郡下条村、上伊那郡南箕輪村の7市町村とのこと。

内容については、例えば南箕輪村では、認知症患者の日常生活自立度の判定基準に基づき、

徘徊の危険がある人が対象で、村に介護保険の申請をすることが前提とのこと。保険料は1年の掛け捨てで上限5億円の賠償額で年間1,990円、村が保険会社に支払い、被保険者は負担金1,000円で済むとのこと。町としての対応を伺います。

6点目、認知症の人本人からの発信支援、認知症本人大使、認知症の人本人からの発信、の創設や、本人ミーティング、認知症の人本人が自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う「希望大使」の取組はどのようにお考えでしょうか、伺います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、渡辺議員の認知症の人が暮らしやすい社会の実現とはということで、お答えしたいと思います。

まず最初に、認知症高齢者が訪れた、そういった民間の皆さんとの連携はどうなっているかということですが、小布施町では介護保険制度が始まった当初から認知症予防や介護予防を中心に事業を実施してきておりまして、その中で住民の皆さんに認知症高齢者への理解を深めていただけてきているところです。

現在、各店舗等の連携につきましては、ケースごとに家族や近隣の支援者、介護サービス事業者などと情報共有し、場合によっては本人が日常的に利用する店舗とかそういったところに直接伺って、本人が訪れたときや見かけたときの対応などについてお願いしているところです。

また、認知症の理解を深め、緩やかに支援してくれる認知症サポーターを養成する事業も小グループを単位に実施してきておりまして、今後さらに積極的にPRを行って、理解者や支援者の輪を広げていきたいと考えております。

2番目の家族が認知症になり、速やかに相談できる体制づくりはできているのでしょうかということですが、もしかして認知症ではと感じたら、まずは町の地域包括支援センターにご相談くださいということは、認知症施策の中で介護保険開始当初から毎回住民の皆さんにPRしてきています。ご本人の状態により脳機能テストをし、その人の状況に合わせ、脳のリフレッシュ教室やオレンジカフェ、認知症の認定申請による介護サービスなどにつなげることができております。場合によっては病気やけがなどの疾患が原因と考えられるものもあり、専門医につなぐこともあります。

軽い状態であればその状態を維持、改善することができますので、とにかく早い段階でご相談いただきたく、もし周りに悩まれているご家族などがあれば、ぜひ地域包括支援センタ

一に行くようお勧めいただきたいと思います。

また、認知症がある程度進んだ状態であれば、本人に対するご家族の理解と対応が必要となってきますので、介護サービスの利用を含めたケアの方法についても地域包括支援センターにご相談いただき、少しでもご家族の負担の軽減につなげたいと思っております。

次に、高齢者の独り暮らし、二人暮らしということで、それには特定しませんけれども、認知症初期集中支援チームの体制ということですが、国が各自治体に設置を義務づけた認知症初期集中支援チームについては、増え続ける認知症を初期のうちに何とか予防し、治療につなげるために制度化したものです。

小布施町は、平成14年の山王島地区の脳のリフレッシュ教室の立ち上げを皮切りに、現在は、住民が歩いて行ける町内13か所において、認知症になりたくない人が地域の仲間と一緒に、前頭葉の刺激や出番を増やし、脳のイキイキ度チェックで自分の脳の働き具合を確認するという、住民による認知症予防教室が実施されております。

また、初期の認知症の人が送迎つきで通う楽しく若返り教室、または脳のリハビリ教室とっておりますが、において、全24回を修了すると、脳機能を評価し、地区の脳のリフレッシュ教室やミニデイサービス・いきいきサロンへと結びつけ、継続した支援を行ってまいりました。国が途中から各市町村に設置を求めた認知症初期集中支援チームよりも以前から、本当の初期に係る認知症対策に取り組んできております。

国がいう初期とは、認知症の始まりという意味よりはファーストタッチのことを意味しており、初動の関わりが重要視されております。小布施町の認知症初期集中支援チームは、平成30年9月から活動を始めておりまして、平成30年度はチーム員による会議を4回開催しております。チームによる支援対象者は、小布施町で在宅生活をしている40歳以上の認知症の方、また認知症が疑われる人で、何もサービスを受けていない、または中断している人、また、行動や心理症状が顕著で対応に苦慮している方などで、いずれも主治医や介護保険のケアマネジャーまたは関係者間で連絡を取り合い、支援してまいりました。

今年度のチーム員による活動は、年度当初に専門職がそろっていなかったため開催はできていませんが、これまでどおり主治医、ケアマネジャーまたは関係者の連携で、適宜必要な制度や支援、受診や介護認定に結びつけております。

町民の周知としては、PRチラシを作成し、地域包括支援センターの窓口に置くなどしておりますが、ケアマネジャーが月に1回集まる地域ケア会議などで周知し、できるだけご家族に直接説明するようにしております。

次に、認知症ケアパスの作成状況についてです。

これは、全戸配布やホームページ上で公表はしておりませんが、平成30年度において、先ほどの認知症初期集中支援チームで検討を重ねて、検討委員会の中で修正をかけ、平成31年3月に完成しております。相談に来所された方で必要と思われる場合に説明し、お渡ししております。ケアマネジャーの集まる地域ケア会議で、簡単ではありますが説明の場を設けて配布しました。

それから、認知症に係る様々な民間保険の紹介と補助施策に関してですが、これは昨年3月議会において類似の質問をいただいておりますが、これは昨年の終わり頃、新聞社が調査したところ、全国で39、もっとあると思うんですけども、自治体で補助などを実施しているとのこと。多くは高齢者などの見守りネットワーク事業等に付随して実施しているものが多いということで、昨年の答弁と同様、公費による費用負担とか補助については、今のところ必要に迫られていると判断しかねますので、国全体の動向を注視する中で、公費負担、補助が必要かどうかを判断してまいります。

また、個人で加入できるものは、自動車保険や火災保険のオプションとして加入するものが1,000円から2,000円前後と比較的安価で、補償額もある程度保障されているものがあるようですが、町としては特にあっせんなどについては今のところ考えておりません。

最後に、認知症の認知症本人大使の創設や、本人ミーティングの取組についてどのように考えているかということですが、まず、ここでいう本人とは、自分が物忘れをする、記憶できなくなるについて自覚がある人、これは一般的な認知症ではなく、正式には側頭葉性健忘症などと診断されるものと思われ、ごくまれなケースの人です。

小布施町が対象としているのは日常生活の暮らし方で予防できる一般的な認知症であり、軽度のうちは、何だか自分が変と不安になるなどの自覚はまだありますが、認知症が進むにしたがって、自分が認知症であるという自覚は全くなくなっていくものです。

認知症の疑いや軽度認知症状の支援、それから認知症への理解、支援を進めるための認知症サポーターの養成、それからオレンジカフェの開催、地域の支え合い、助け合いの参加を促すことで、ある程度認知症本人大使や認知症本人ミーティングの役割が果たせると思っていますので、今のところ大使創設や本人ミーティングの取組は考えておりません。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、順番に3点ほどお願いします。

3番目のところで、言葉の問題ですが、ファーストタッチの意味が分からないのでお願いします。

それから、2点目ですが、5番目のところで再度保険について質問したわけですが、現在においてはまだ必要に迫られているとは判断しかねるということですが、どのような状況になれば必要に迫られるというふうに考えるのか。

3点目、これも言葉の問題ですが、側頭葉性健忘症とはどのような認知症でしょうか。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） お答えいたします。

ファーストタッチということに関して言いますと、要は、最初の相談に来たときの一番最初の機会と申しますか、見えたときの、その方に初めて会ったときの場面のことをいいます。なので、認知症が本当にすごく始まる初期ではなくて、もうある程度進んでしまって家族が連れてきた場合も、それもファーストタッチなので、そのことをいいます。最初に知ったときの状況のことをファーストタッチと申します。

それから、保険についてですが、どういう状況でというふうに申されれば、ちょっといろいろなそのときの全体的な認知症の、例えば小布施町で認知症の方が本当に大変な事故を起こしてしまって、家族がそれを補償するのにとても困ってしまったとか、そういった例が、あったら困るんですけども、そういった状況が周りにどんどん出てくるような状況であれば、確かにそれをある程度補填してあげるような保険というのは掛けなさいよと町のほうからやらなければいけないのかなとは思いますが、ちょっとそこまでいくよりは、まず予防とか対応に心がけたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それから、側頭葉性健忘症というのは、要は物忘れ、要するに短期記憶みたいなものができないという、そういった記憶ができないんだけど、忘れてしまうということについては認識ができていう、ただ、ふだんの会話とかふだんのそういった日常生活は普通にできてしまうので、自分がそういうこと、忘れるということ、自分がそういうことであるという状態がある程度分かっている方のことの状態を側頭葉性健忘症、もうちょっと医学的に言うといろいろあると思うんですけども、簡単に言うとそういう状態のことをいいます。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りますけれども、「小布施音頭」の歌詞と作詞者、関谷一雄氏の顕彰碑の建立を。

昨年、令和元年6月号の町報おぶせに「小布施音頭」が特集されました。私を含め多くの町民の方々は、こんなすばらしい町の宝が埋もれていたことに驚かれたのではないのでしょうか。

栗、稲、小布施人、岩松院、薬師堂、子安地藏尊祭、千両堤等々、今も変わらぬ小布施の魅力、その当時とすれば余すところなく音頭らしい独特の表現で作詞されています。発表から70年以上経過した今日でも色あせていませんし、この先何十年も語り継ぐことのできる内容と言えるのではないのでしょうか。

授業で学習した栗ガ丘小学校の4年生の児童が、この歌には小布施の良いところがたくさん書かれている。これからも「小布施音頭」を守っていきいたいとか、すごく良い歌詞です。未来へつなげていきいたいなどと語っています。町の宝として形にして残したらと考えます。

作詞者、関谷一雄氏については、氏がいかに小布施町の文化発展に大きく寄与したのか述べさせていただきます。

氏は明治末期に生まれ、9歳のときに、今でいう筋萎縮症、筋ジストロフィーに罹患され、手足が不自由の身でありながらも文化活動に尽力されました。戦後、戦時中に小布施に疎開していた中島清之氏、千波氏のお父さんですけれども、林柳波、きむ子夫妻、佐野光穂氏など宝生流各職分の人々や、その他多くの文化人の方々と村民との交流のため、自宅、春潮社公民館を解放されました。このことは、現在小布施町がモットーとしている町外の人々との交流の原点ともいうべきものであって、文化面のみならず、交流においても傑出した人間的魅力を兼ね備えた人物であったと思われます。

また、氏の短歌などの創作意欲は目を見張るものがあり、その作品は宮中歌会始にも入選するなど、林柳波氏は彼を高く評価し、謎の人とまで評しています。その上、謡曲、短歌、俳句、絵画や音楽にと幅広く会を持ち、あるいは会長、あるいは相談役を務め、家族ぐるみで地方文化の発展に大きく寄与しました。これらの活動によって小布施町の文化的水準の高さをもたらす礎を築いたと言っても過言ではないと思います。

なお、「小布施音頭」の歌詞は、林柳波氏、「オウマ」「ウミ」等の童謡詩人、初代公民館長、小布施小学校や都住小学校の校歌の作詞者ですけれども、その方が関谷氏に依頼したものです。

以上、関谷一雄氏は、文化を尊重するとともに、町内外を問わず多くの方々との触れ合いを大切に、現在の小布施町への気風につながる交流の原点を築いた方であり、障がいを持ちながらも偉業を成し遂げたということと、子供たちの励みにもなると思われますので、関

谷一雄氏の顕彰として「小布施音頭」の歌詞を刻んだ碑を建立してはどうかと提案しますが、お考えを伺います。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

ご質問にもありましたけれども、関谷一雄さんは、第二次世界大戦で小布施に疎開してきた詩人の林柳波氏や夫人のきむ子氏、中島千波画伯の父である中島清之氏らと熱心に交流し、短歌、俳句、絵画、さらには謡曲など幅広い文化芸術を学ばれました。

また、地元の俳人、喜多牧夫氏らと共に戦後の小布施文化の発展に寄与されたお一人であるということは議員のご質問の中にもありましたとおりであります。そのご功績に敬意を表するものであります。

去年の栗ガ丘小学校の運動会で、4年生の児童の皆さんによって「小布施音頭」が復活いたしました。町民の皆さんの前でご披露いただいたことは大変意義のあることだと感じております。

さらに、町民運動会でも披露する予定だったんですけれども、町民運動会は台風19号で中止になってしまいましたので、これはありませんでした。

このご披露したということ为契机に、もう一度、改めて戦後の復興期の小布施文化発展を学ぶ機運というものはより一層高まって、その中で、議員ご提案の関谷さんの顕彰、さらには記念碑建立などについて、幅広い皆さんからより大きな動きが出てきたところで、これは検討したいと思います。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） 前向きのご意見というふうに承りますけれども、関係の方々の動きというのをもう少し具体的にお願いたしたいんですけれども。

○議長（関 悦子君） 教育長。

○教育長（中島 聰君） 私は顕彰、あるいは顕彰碑というようなものは、町が表彰ではないので、町が音頭を取って、さあ、どうですかというものではないんだと思っています。渡辺議員やその他の、関谷さんをお知りになって、大したもんだなと、これは後世に残しておきたいなという、そういう大きな輪が広がってくるということが顕彰碑ができるという基だと思っているので、どなたがとかということではなくて、その力というのが、ほとんどの顕彰

碑がそういうものでできているのではないかと思っていますので、より大きな力というのがまだ今のところちょっといま一つかなという感じがしております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、3点目に移りますが、町民と町が共有できるウェブサイトやアプリの提供は。

町民と町が共有できるウェブサイトやアプリを利用して、車や歩行者の通行に支障を来すような危険と思われる道路の損傷箇所を見つけたときなど、即座にその位置と写真を町に通報することにより、早期の修繕を促し、不慮の事故発生を事前に防ぐことができます。例えば千葉市のちばレポです。

質問ですけれども、1点目、ウェブサイトやアプリを利用することにより、現在私の意見箱等で寄せられている道路や水路などの苦情が省かれると思われれます。導入を検討すべきと思いますが、ご所見について伺います。

2点目、道路修繕などに対する町の道路パトロールの実態及び水路の苦情対応と管理状況はどのようになっているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

[建設水道課長 畔上敏春君登壇]

○建設水道課長（畔上敏春君） 渡辺議員の3点目の町民、町が共有できるウェブサイトやアプリの提供はについてお答えを申し上げます。

議員ご指摘のように、ウェブサイトやアプリを利用することにより、町と町民とが情報共有ができるという面があります。しかし、議員ご質問のような活用は、大きな市などでは効果を発揮するかとは思いますが、小布施町のように町域の小さな町では効果がないものと思われれます。

例として挙げられました道路や水路の苦情につきましては、私の意見箱への投稿ではなく、直接電話をいただいております、その都度現地へ出向いて対応をしています。

2点目の道路パトロールの実態と苦情への対応等についてです。

現在町が管理しているいわゆる町道は190キロメートルほどとなっています。道路のパトロールの実態ということですが、年数回、舗装修繕箇所の確認などで実施をしております。そのほかにつきましては、職員の通勤に際しての確認の励行や現場に出た際の実施確認などを実施をしております。

また、町民の方などからも電話等で情報提供をいただいております、その都度現地を確認し、対応してきております。

水路の苦情対応と管理ということですが、議員ご存じのように、地域の水路の管理につきましては各自治会をお願いをしております、ごみの除去等について取り組んでいただいているところでございます。

しかし、暗渠となっている水路等地元では対応ができない事案につきましては職員で対応しており、職員では対応できない事案につきましては事業者へ委託して対応をしている状況でございます。

また、先月は強風により枯葉が水路に入り、川が溢れる事象がありました。この際にも地元自治会の役員の方々と町担当者で対応しており、樹園地からの落ち葉の飛散防止を同報無線で呼びかけを実施をしております。

なお、町内の水路の水は松川から取水をしております、取入口の管理、流量の調整につきましては建設水道課のほうで実施をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、二、三お願いします。

まず1点目ですが、ほとんど電話で受けているそうですけれども、休日とか夜間など時間外ではどんな対応か。

2点目は、意見箱、これどの程度量があるのか。決算時にはありますけれども、報告が。

3点目は、町外者から何か苦情等はどんな形で入りましたか。

その3点お願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の休日、時間外の関係でございます。休日、時間外につきましても電話等で役場のほうに連絡が入ります。その都度宿直、日直者から担当、私のほうに来たり担当者に直接電話等が行きまして、それで対応をさせていただいている状況でございます。

2点目の私の意見箱の件数、ちょっとはっきりした数字持っていないんですが、その対応につきましては、住民の皆さんにお知らせをすべきものにつきましては町報等に回答を掲載をさせていただいているという状況でございます。

あと、町外者からの苦情の状況でございますが、これにつきましても、役場のほうにやは

り町民と同じような形で電話で苦情等が寄せられます。その都度現地のほうを確認して対応させていただいているという、そういう状況でございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） それでは、4問目に入ります。シャトルバスの乗降所の増設を。

シャトルバスの運行の目的は、町中心部の渋滞緩和とパークアンドウォーク、車は郊外に駐車し、町の中は歩いて移動する推進のためとされています。路線バスではないという建前を崩すことなく、町民の利便性を加味した運行ができないものかという提案です。

近年、町内においてもちょっと歩いて買物ができる日用品を扱う小売店が減少しています。いわゆる買物弱者が多く発生している状況です。また、高齢化の進展による免許のない高齢者、特に独り暮らしや免許返納者の増加等による通院に支障を来す町民が増加しつつあります。

このような町民が買物や通院にシャトルバスを有効に利用できないものかということです。タクシー券利用の節約にも寄与すると思われます。ある一定の法定規制の下でのシャトルバスの運行であると思われますが、一、二か所乗降所を増加するだけで町民の利便性が高まると思われます。

例えば南公園駐車場では、近隣の新生病院の教会、逢瀬神社、福島正則公の千両堤等があり、町外者の興味を引くこともできます。また、玄照寺に乗降所を設置することにより、玄照寺の山門、小布施牧場、地域の酒蔵等があり、地域のにぎわいになると思われま

す。現在のシャトルバスの現状と新たな乗降所の設置について伺います。

1点目、現在の運行コースは、小布施総合公園前から始まって、駅、北斎館、ミュージアム、松村駐車場、おぶせ温泉、フローラルガーデン、浄光寺、岩松院を回り、元に戻るコースになっています。コース設定はどのような基準で定められているのでしょうか。

2点目、年間運行日数は毎年200日前後です。日数の決定根拠は何でしょうか。また、1日7往復の根拠と、1往復当たりの平均乗車率及び町民の利用割合はどのようになっていますか。

3点目、南公園駐車場と玄照寺、2か所の乗降所の増設と、将来的に通年運行を実施することはできないでしょうか。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） それでは、渡辺議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、1点目としまして、コース設定はどのような基準で定められているかというご質問でございますが、シャトルバスは平成8年から、総合計画後期5か年計画と町駐車場対策基本計画に沿って、町中心部の渋滞緩和と地域住民の生活道路確保、商店街の振興、観光サービスの充実を図るという目的で運行が始まっております。

運行当初は総合公園、小布施駅、それから北斎館、松村駐車場、フローラルガーデンおぶせ、岩松院を周遊する6か所の乗降コースで始まり、その後、平成9年におぶせミュージアム、平成15年に浄光寺、おぶせ温泉等々3か所を加え、現在9か所の乗降所を設けて運行しております。

コース設定については、観光客の誘客と町内観光の利便性、シャトルバスの迂回路状況、道路幅、駐車場の確保状況やチケット販売の確保などを鑑み、現在の運行コースに至っております。

2つ目の年間運行日数はどのように決められているのか、また、1日7往復の根拠と平均乗車率及び町民の利用割合はどれくらい見込んでいるのかのご質問であります。運行日数につきましては、その年の休日数、また連休状況等を考慮し、過去の乗車実績を踏まえ計画をします。

また、7往復につきましても、利用者の利便性や長野電鉄電車時刻表を考慮し、電車とアクセスのよい時間及び滞在時間を長くしていただくことも含め、計画をしております。また、おおよそ1周が1時間で周回し、乗務員の休憩等も考慮し、1日7往復が効率的、効果的と考え運行をしております。

周遊券年間販売実績から見る利用者数は、平成27年度が1万5,172人、28年度が1万391人、29年度は1万1,474人、平成30年度が1万277人、今年度につきましては6,649人となっております。この数字は利用者となりますが、実は販売実数になります。利用者は1日に何回も乗り降りしますので、実数というのはカウントしづらいものですから、販売数ということでカウントしております。

1台当たりの乗降数ですが、月により差があります。平成30年度の月別延べ乗車数、販売数で見ますと、最も多い月は10月で、1日平均143人、1便当たりの乗車率は62.5%となります。逆に少ない月は5月で、1日平均67人、1便当たりが平均乗車率は31.3%となります。

町民の乗車見込みはどれくらいかというご質問ですが、シャトルバスは町を訪れる皆さんにご利用いただくことが主な利用形態と考えておりまして、町民の皆さんの利用割合は正確

には把握はできておりませんが、平成25年度にロマン号の利用実態を調べた地域公共交通調査報告書によりますと、利用者アンケート回答者84人中、町民利用者は6%となっております。

3つ目、南公園駐車場、玄照寺への乗降所の増設と、将来通年運行を実施することはできないかというご質問ですが、現状は議員のご提案の実施は考えておりません。乗降場所を増設する場合、議員の言うとおりに、お客様に新たな小布施の魅力をご提案できるということですが、また同時に楽しんでいただく仕組みづくりも必要と考えます。

2点目でお答えしたように、1日に運行できる便数の問題に加え、運行計画の変更には運行ルートや乗降場所の安全状況、チケット販売所の確保、運行委託業者との調整などを図る必要があります。

また、運行ルートの延長やバス停の追加を行った場合、運行に係る経費が増額されることが予想されます。追加バス停を利用される乗員増加を考慮しても、事業全体の費用対効果から、ご提案内容の実現はすぐには難しいものと考えております。

通年運行を実施することができないかというご質問についても、買物や通院等々、町民の交通機関の一役を担う交通手段にならないかというお考えかと思えます。過去においても公共交通実証実験としてワゴン車巡回、シャトルバス巡回などのテスト運行試験を行いました。が、実際は利用者が少なく、空車運行の状況でした。この結果を踏まえ、検証した中で、現在高齢者移動支援タクシー補助支援に切替え、行っております。

シャトルバスの運行につきましては、議員のご提案も含めながら、運行実績を検証し、運行ルートや乗降場所の見直しをしていくことも必要と考えます。将来、新たな目的や役割が加わることで見直ししていくこともあり得ると思えますが、現時点での運行ルート、運行期間を変更することなくシャトルバスを実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員。

○12番（渡辺建次君） この今回の質問は、町民の方々の交通弱者を救済しようというその案で、現時点で考えられる最善策がこれかなということで質問したわけですがけれども、何もシャトルバスに乗りたいための質問じゃないわけです。

そこで、今年度新たに乗り合い定時定路線タクシーを試験的に実施するそうですが、それについて詳しい説明をお願いします。

○議長（関 悦子君） 渡辺議員に申し上げます。

ただいまの内容については通告外ということで、よろしいですか。

○12番（渡辺建次君） 確かに通告はないけれども、交通弱者対策となれば一緒じゃないかと思うんだけど、駄目ですか。無理ですか。

○議長（関悦子君） 議会は紳士的にやりましょう。

○12番（渡辺建次君） 分かりました。

じゃ、これで終わります。

○議長（関悦子君） 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

以上をもちまして行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（関悦子君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時59分